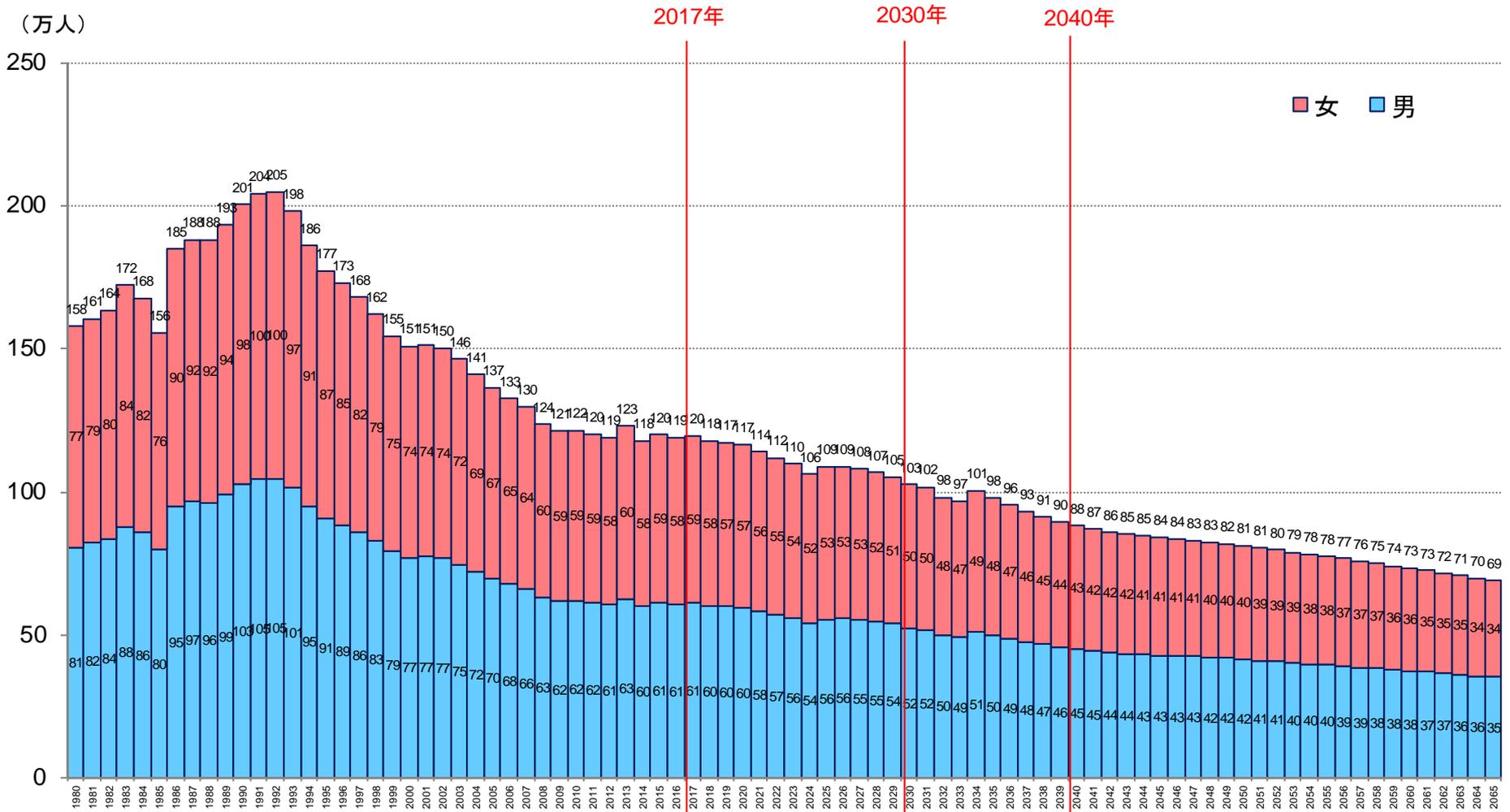


**東京の大学の定員の抑制に関する  
基本的な方向性・論点  
基礎資料**

# 東京における大学定員の現状

# 18歳人口（男女別）の将来推計

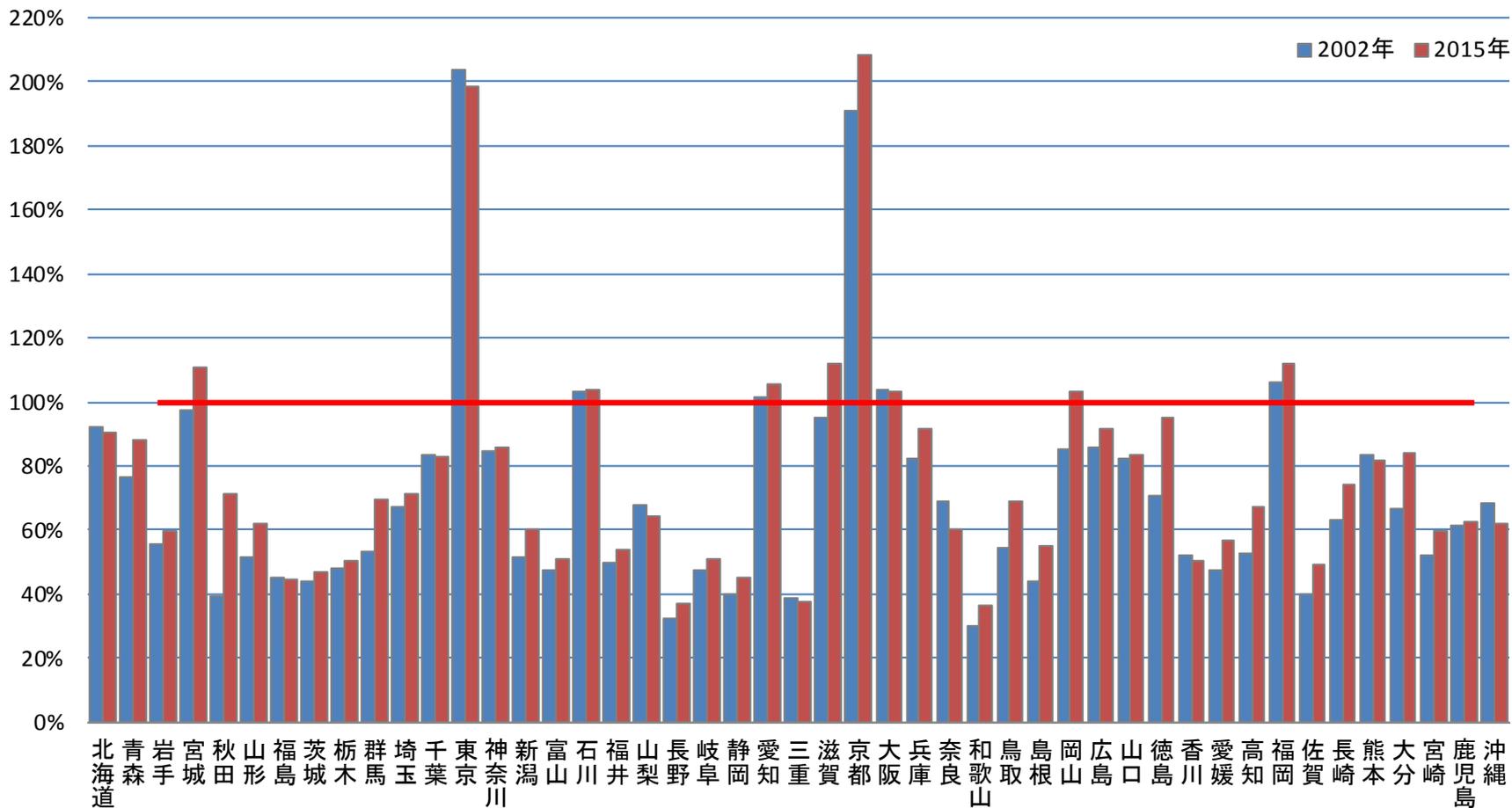
○ 2017年の18歳人口は、約120万人であるが、2030年には約103万人まで減少し、さらに2040年には約88万人まで減少するという推計となっている。



(出典) 2028(平成40)年以前は文部科学省「学校基本統計」、  
2029(平成41)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

# 都道府県別大学進学者収容力の変化

- 東京都及び京都府の大学進学者収容力が200%程度と突出しており、これに続くグループ(愛知県、大阪府等)は100%から110%程度であり、それ以外は100%を切っており、特に長野県、三重県、和歌山県は40%を切っている。



○ 大学進学者収容力 = (各県の大学入学定員 / 各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数) × 100

【出典】○ 大学入学定員数…文部科学省調べ ○ 大学進学者数…文部科学省「学校基本統計」

# 大学数、学生数の現状

- 学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は7割を超えている。
- 東京圏の学生数は、全国の4割を占めている。また、東京都は全国の26%を占めており、東京23区だけで全国の18%を占めている。

## ■学校数

|                | 学校数        |           |          |            | 構成比          |             |             |              |
|----------------|------------|-----------|----------|------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
|                | 合計         | 国立        | 公立       | 私立         | 合計           | 国立          | 公立          | 私立           |
| 全国             | 777        | 86        | 91       | 600        | 100.0%       | 11.1%       | 11.7%       | 77.2%        |
| 東京圏            | 223        | 16        | 6        | 201        | 28.7%        | 2.1%        | 0.8%        | 25.9%        |
| 東京都            | <b>137</b> | <b>12</b> | <b>2</b> | <b>123</b> | <b>17.6%</b> | <b>1.5%</b> | <b>0.3%</b> | <b>15.8%</b> |
| 23区            | <b>93</b>  | <b>7</b>  | <b>1</b> | <b>85</b>  | <b>12.0%</b> | <b>0.9%</b> | <b>0.1%</b> | <b>10.9%</b> |
| 神奈川県           | 31         | 2         | 2        | 27         | 4.0%         | 0.3%        | 0.3%        | 3.5%         |
| 埼玉県            | 28         | 1         | 1        | 26         | 3.6%         | 0.1%        | 0.1%        | 3.3%         |
| 千葉県            | 27         | 1         | 1        | 25         | 3.5%         | 0.1%        | 0.1%        | 3.2%         |
| 地方圏            | 554        | 70        | 85       | 399        | 71.3%        | 9.0%        | 10.9%       | 51.4%        |
| (参考) (H13) 23区 | 71         | 8         | 1        | 62         | 10.6%        | 1.2%        | 0.1%        | 9.3%         |

## ■学生数

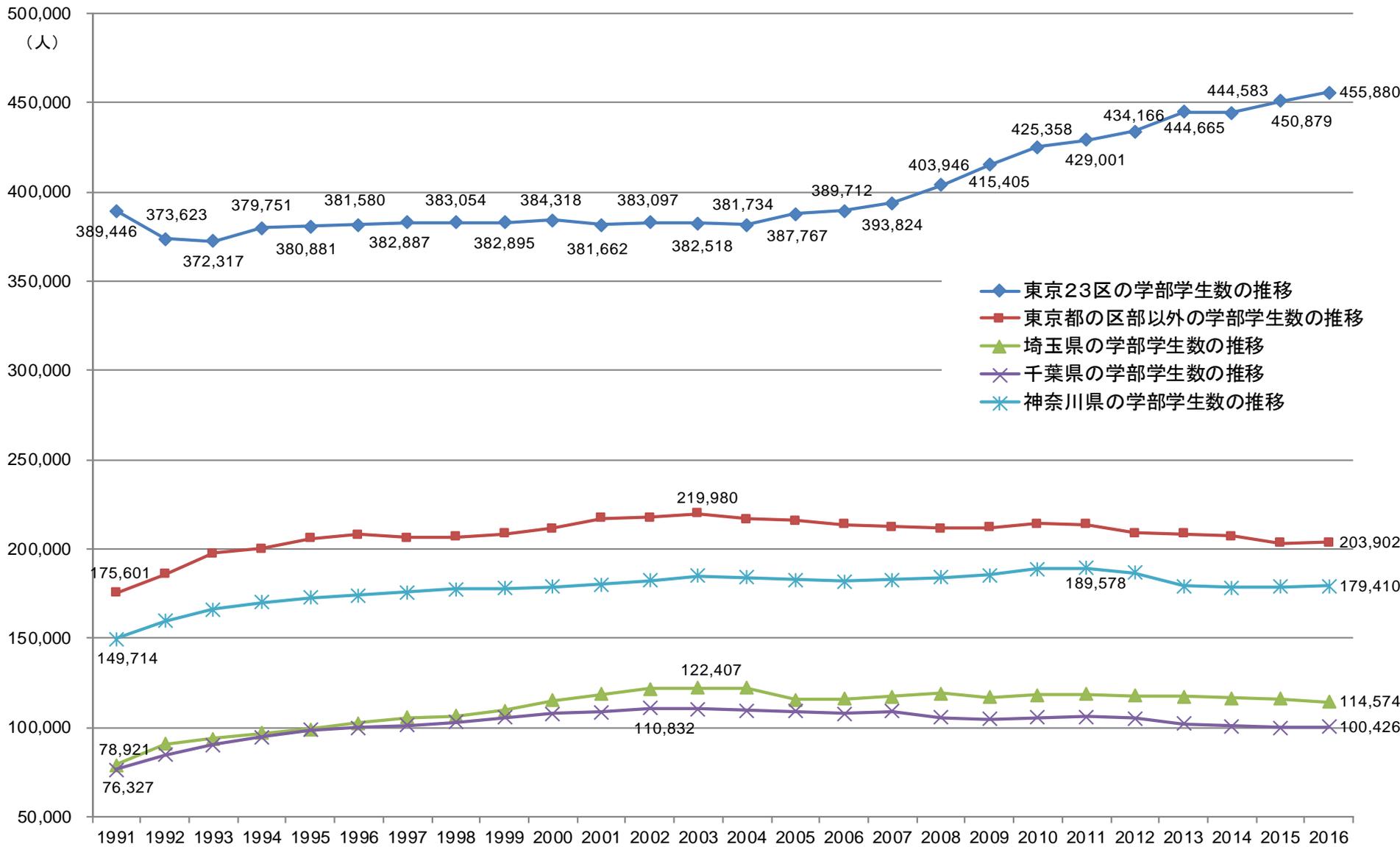
|                | 学生数            |               |              |                | 構成比          |             |             |              |
|----------------|----------------|---------------|--------------|----------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
|                | 合計             | 国立            | 公立           | 私立             | 合計           | 国立          | 公立          | 私立           |
| 全国             | 2,873,624      | 610,401       | 150,513      | 2,112,710      | 100.0%       | 21.2%       | 5.2%        | 73.5%        |
| 東京圏            | 1,171,386      | 113,335       | 18,170       | 1,039,881      | 40.8%        | 3.9%        | 0.6%        | 36.2%        |
| 東京都            | <b>746,397</b> | <b>76,231</b> | <b>9,658</b> | <b>660,508</b> | <b>26.0%</b> | <b>2.7%</b> | <b>0.3%</b> | <b>23.0%</b> |
| 23区            | <b>525,987</b> | <b>48,731</b> | <b>1,481</b> | <b>475,775</b> | <b>18.3%</b> | <b>1.7%</b> | <b>0.1%</b> | <b>16.6%</b> |
| 神奈川県           | 193,878        | 12,066        | 6,013        | 175,799        | 6.7%         | 0.4%        | 0.2%        | 6.1%         |
| 埼玉県            | 119,999        | 8,705         | 1,770        | 109,524        | 4.2%         | 0.3%        | 0.1%        | 3.8%         |
| 千葉県            | 111,112        | 16,333        | 729          | 94,050         | 3.9%         | 0.6%        | 0.0%        | 3.3%         |
| 地方圏            | 1,702,238      | 497,066       | 132,343      | 1,072,829      | 59.2%        | 17.3%       | 4.6%        | 37.3%        |
| (参考) (H13) 23区 | 439,702        | 47,993        | 848          | 390,861        | 15.9%        | 1.7%        | 0.0%        | 14.1%        |

※学部のほか大学院の学生等を含む。

※文部科学省「学校基本統計(平成28年度)」より作成

# 東京圏の学部学生数の推移

○ 東京23区の学部学生数は増加傾向にあるが、東京圏のその他の地域においては、最近はやばいで推移している。



# 工業（場）等制限法について

## 【工業（場）等制限法について】

- 工業（場）等制限法は、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（昭和34年制定）及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（昭和39年制定）の2つの法律を総称した呼称
- 工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的
- 一部の例外を除き（※）、制限施設（1500㎡以上の床面積を持つ大学の教室）の新設又は増設を禁止
  - （※：例外事項）
    - ・ 大学院、夜間大学の設置等
    - ・ 制限区域内の移転で、人口の増大をもたらさない新增設（要許可）
    - ・ 社会人受入れ等のための新增設、災害等に伴う新增設 等（要許可）

## 【廃止について】

- 総合規制改革会議等における議論を踏まえ、平成14年7月に法律を廃止。

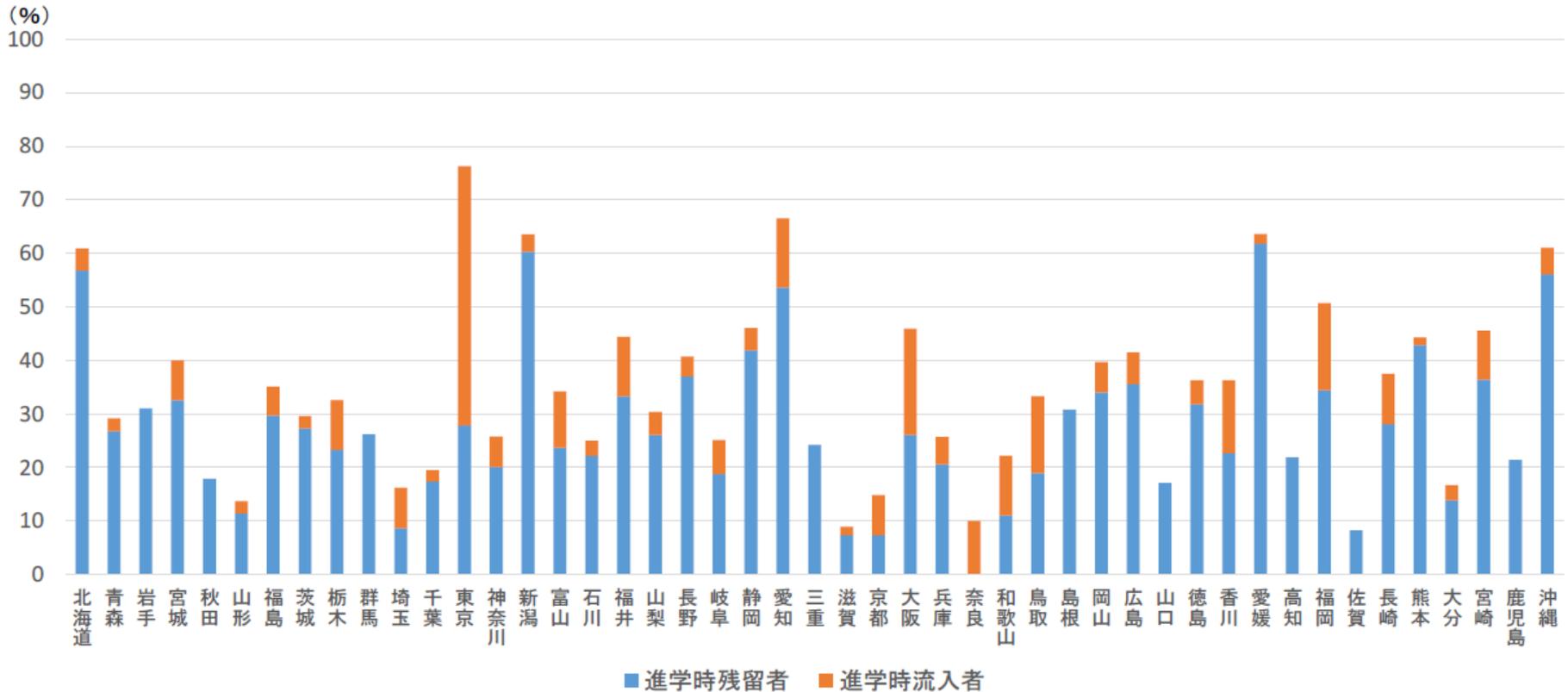
（参考：対象制限区域（平成13年11月時点））

| 首都圏  | 近畿圏  |
|--|--|
| 東京特別区及び三鷹市の大部分、武蔵野市の全部、横浜市及び川崎市の約半分並びに川口市の一部(約919km <sup>2</sup> ) | 大阪市の大部分、尼崎市の約半分並びに京都市、神戸市、芦屋市、西宮市、堺市、東大阪市及び守口市の一部分(約421km <sup>2</sup> ) |

# 大卒就職者 地元残留率（都道府県別）

- 残留率が高いのは、1位東京(76.2%)、2位愛知(66.5%)、3位愛媛(63.6%)である。
- 東京における残留者の約2/3は、進学時流入者である。

■ 大卒就職者地元残留率(都道府県別)



出典：就職みらい研究所『大学生の地域間移動に関するレポート2017』

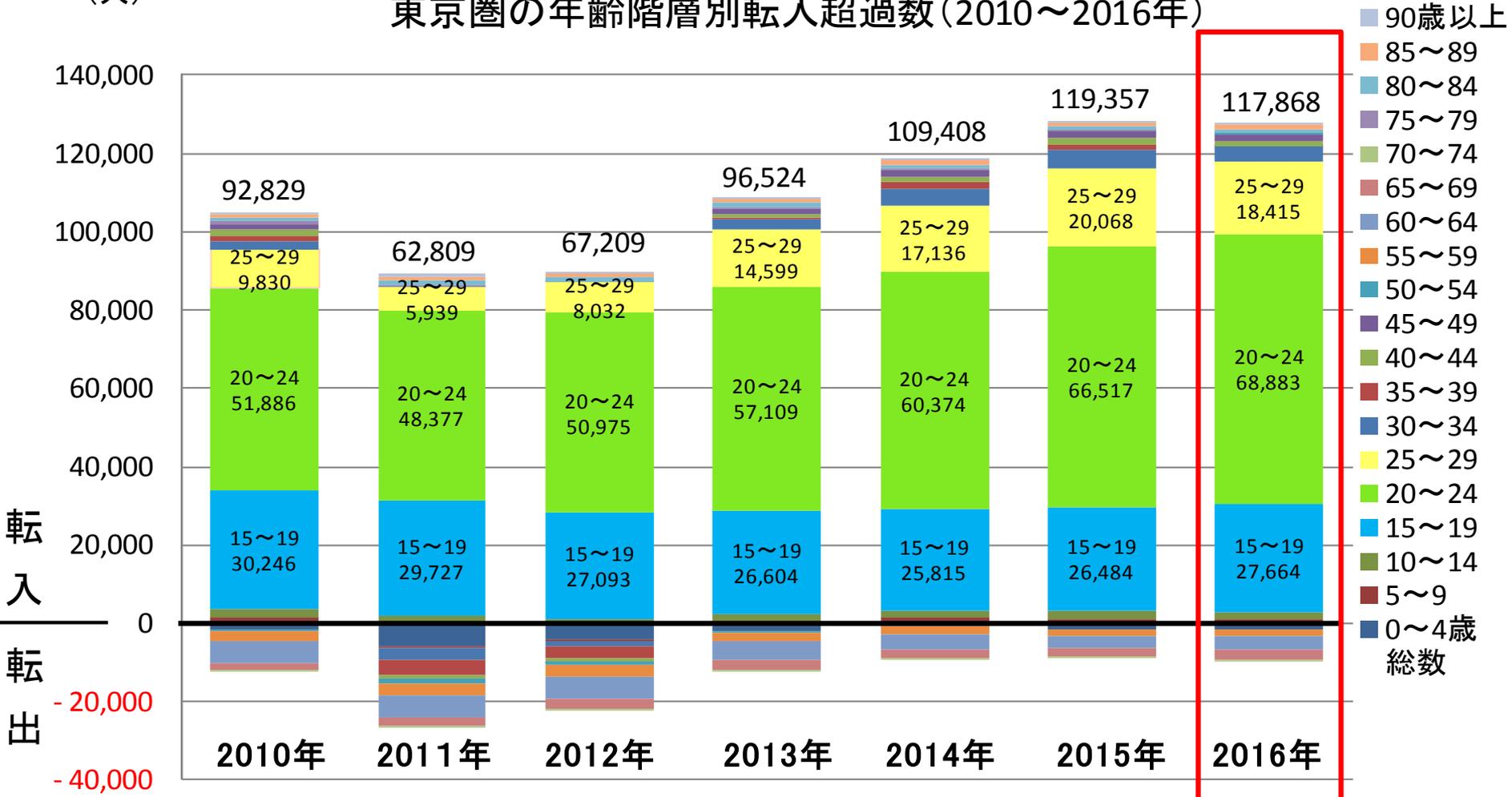
# 1. 抑制の対象とする地域

# 年齢階級別転入超過数

○ 東京圏への転入超過数の大半は15～19歳、20～24歳が占めており、大学進学時、大卒後就職時の転入が考えられる。

(人)

## 東京圏の年齢階層別転入超過数(2010～2016年)



資料出所：総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（2010年—2016年）

# 東京一極集中の課題

○ 東京圏においては、過度の人口の集中により、通勤時間が長い、住宅面積が狭い、待機児童が多い、といった課題を抱えている。

## 一日当たりの通勤等時間

| 都道府県 | 時間<br>(分) | 都道府県 | 時間<br>(分) |
|------|-----------|------|-----------|
| 宮崎   | 49        | 山梨   | 60        |
| 島根   | 51        | 長崎   | 60        |
| 鳥取   | 52        | 徳島   | 62        |
| 福井   | 53        | 群馬   | 64        |
| 大分   | 53        | 三重   | 67        |
| 愛媛   | 53        | 岡山   | 67        |
| 新潟   | 54        | 栃木   | 67        |
| 青森   | 55        | 岐阜   | 67        |
| 山形   | 55        | 福岡   | 68        |
| 高知   | 55        | 滋賀   | 68        |
| 鹿児島  | 55        | 広島   | 69        |
| 山口   | 55        | 和歌山  | 70        |
| 熊本   | 56        | 宮城   | 71        |
| 秋田   | 56        | 茨城   | 72        |
| 石川   | 56        | 愛知   | 74        |
| 長野   | 56        | 京都   | 77        |
| 香川   | 57        | 大阪   | 80        |
| 北海道  | 57        | 兵庫   | 84        |
| 沖縄   | 58        | 奈良   | 89        |
| 岩手   | 58        | 東京   | 93        |
| 佐賀   | 58        | 埼玉   | 96        |
| 福島   | 59        | 千葉   | 98        |
| 静岡   | 59        | 神奈川  | 104       |
| 富山   | 60        | 平均   | 65        |

※ 社会生活基本調査より作成

## 一住宅当たり延べ面積(持家)

| 都道府県 | 面積<br>(㎡) | 都道府県 | 面積<br>(㎡) |
|------|-----------|------|-----------|
| 富山   | 177.03    | 静岡   | 131.66    |
| 福井   | 173.29    | 茨城   | 131.13    |
| 山形   | 168.01    | 山口   | 129.40    |
| 石川   | 162.51    | 熊本   | 129.26    |
| 秋田   | 162.04    | 和歌山  | 128.78    |
| 新潟   | 161.50    | 愛知   | 127.94    |
| 島根   | 159.22    | 愛媛   | 127.56    |
| 鳥取   | 156.46    | 大分   | 127.35    |
| 岩手   | 154.60    | 広島   | 125.16    |
| 長野   | 154.37    | 長崎   | 123.66    |
| 青森   | 150.10    | 北海道  | 121.53    |
| 岐阜   | 148.23    | 宮崎   | 120.11    |
| 滋賀   | 147.43    | 福岡   | 119.10    |
| 福島   | 146.37    | 兵庫   | 118.56    |
| 佐賀   | 144.97    | 高知   | 118.28    |
| 岡山   | 140.01    | 京都   | 114.30    |
| 山梨   | 138.86    | 千葉   | 110.29    |
| 香川   | 138.31    | 鹿児島  | 109.54    |
| 徳島   | 138.05    | 埼玉   | 106.96    |
| 三重   | 136.36    | 沖縄   | 104.28    |
| 栃木   | 134.24    | 大阪   | 101.58    |
| 宮城   | 133.85    | 神奈川  | 98.60     |
| 群馬   | 133.08    | 東京   | 90.68     |
| 奈良   | 132.03    | 平均   | 122.32    |

※ 平成25年住宅・土地統計調査より作成

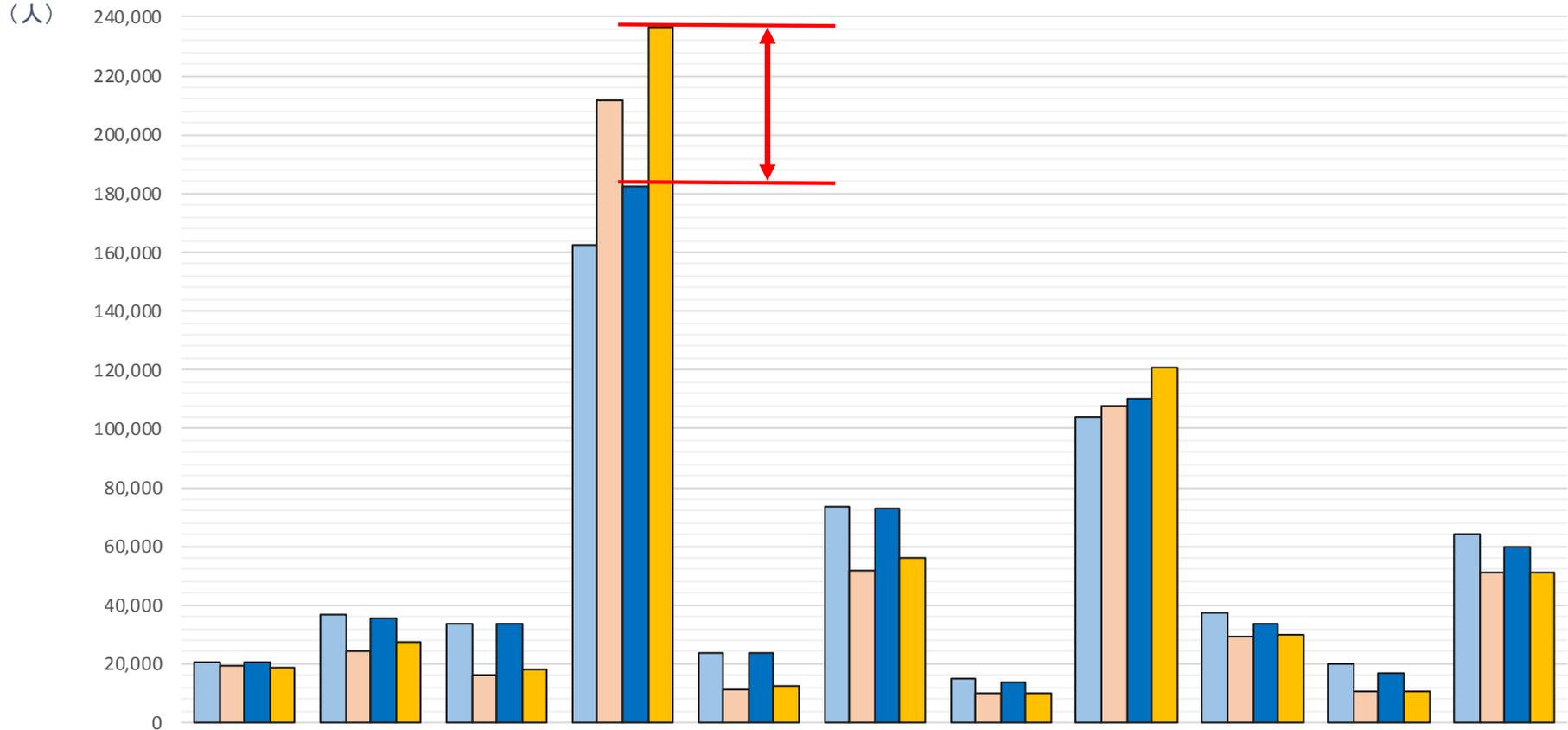
## 保育所待機児童数

| 都道府県 | 児童数<br>(人) | 都道府県 | 児童数<br>(人) |
|------|------------|------|------------|
| 青森   | 0          | 徳島   | 60         |
| 山形   | 0          | 京都   | 64         |
| 新潟   | 0          | 山口   | 65         |
| 富山   | 0          | 三重   | 101        |
| 石川   | 0          | 栃木   | 126        |
| 福井   | 0          | 鹿児島  | 144        |
| 山梨   | 0          | 奈良   | 175        |
| 長野   | 0          | 静岡   | 189        |
| 鳥取   | 0          | 岩手   | 194        |
| 広島   | 0          | 愛知   | 202        |
| 高知   | 0          | 熊本   | 233        |
| 宮崎   | 0          | 滋賀   | 339        |
| 香川   | 3          | 茨城   | 382        |
| 和歌山  | 4          | 福島   | 398        |
| 長崎   | 4          | 宮城   | 425        |
| 群馬   | 5          | 神奈川  | 465        |
| 愛媛   | 16         | 兵庫   | 715        |
| 佐賀   | 18         | 福岡   | 797        |
| 大分   | 20         | 大阪   | 801        |
| 岐阜   | 23         | 埼玉   | 897        |
| 秋田   | 33         | 千葉   | 1,246      |
| 岡山   | 35         | 沖縄   | 1,977      |
| 島根   | 38         | 東京   | 8,327      |
| 北海道  | 46         | 合計   | 18,567     |

※ 保育所等関連状況取りまとめ  
(2016年4月1日・厚生労働省)より作成

# ブロック別大学入学定員及び大学進学者数

- 進学者数より入学定員が多いのは東京圏と近畿だけであり、特に東京圏の入学定員は進学者数の1.3倍と多い。
- 東京圏の入学定員が進学者数を上回る人数は、2002年度4.9万人から2015年度5.4万人と増加している。



|              | 北海道    | 東北     | 北関東    | 東京圏     | 甲信越    | 東海     | 北陸     | 近畿      | 中国     | 四国     | 九州     |
|--------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 進学者数(2002年度) | 20,605 | 36,879 | 33,561 | 162,629 | 23,840 | 73,422 | 14,656 | 103,903 | 37,304 | 19,802 | 64,244 |
| 入学定員(2002年度) | 19,038 | 24,119 | 15,982 | 211,879 | 11,208 | 51,907 | 10,090 | 107,558 | 29,534 | 10,747 | 51,276 |
| 進学者数(2015年度) | 20,339 | 35,415 | 33,367 | 182,434 | 23,621 | 72,969 | 13,936 | 110,340 | 33,395 | 16,613 | 60,047 |
| 入学定員(2015年度) | 18,417 | 27,110 | 18,058 | 236,674 | 12,333 | 55,837 | 10,117 | 121,071 | 29,699 | 10,617 | 51,098 |

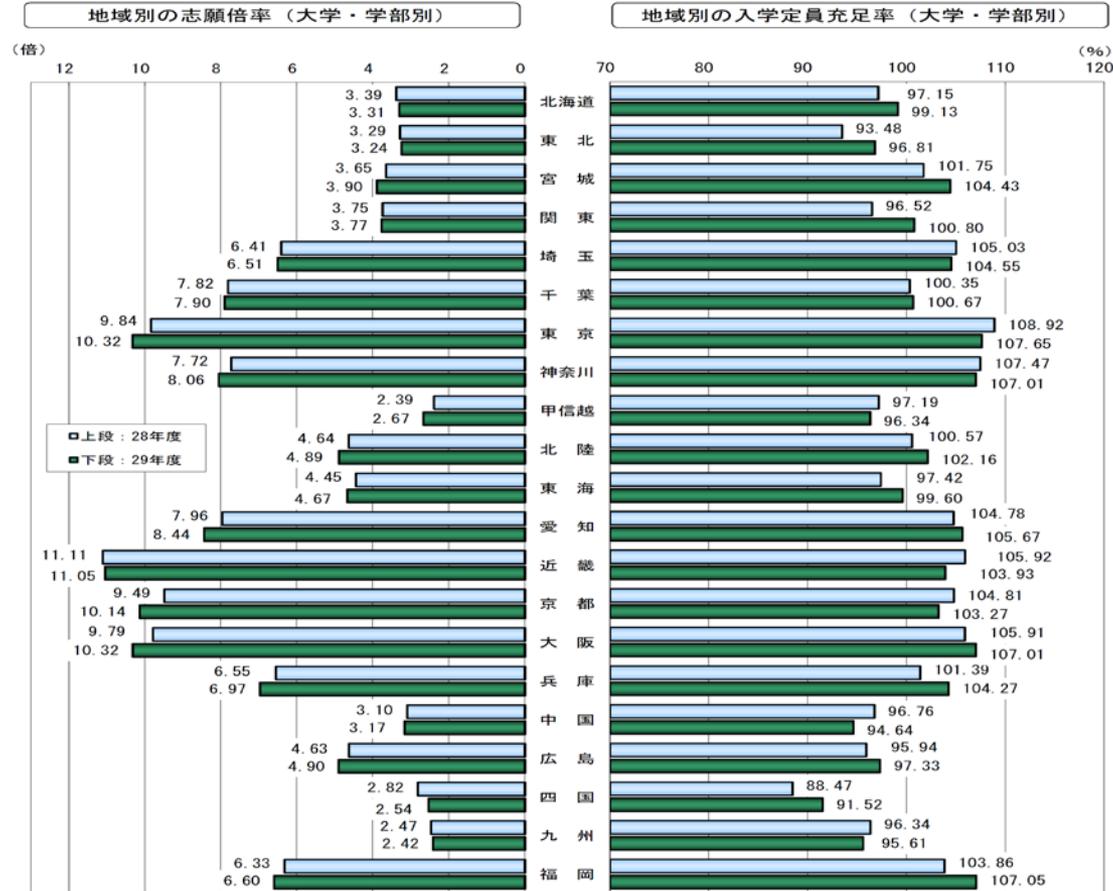
【出典】大学進学者数：文部科学省「学校基本統計(2002、2015年度)」  
 大学入学定員数：文部科学省調べ

(地域区分)※出身高校の所在地

- 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、
- 北関東：茨城、栃木、群馬、
- 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川、
- 甲信越：新潟、山梨、長野、
- 東海：岐阜、静岡、愛知、三重、
- 北陸：富山、石川、福井、
- 近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、
- 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口、
- 四国：徳島、香川、愛媛、高知、
- 九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

# 私立大学における地域別志願倍率・入学定員充足率(2017年度)

○ 東京は入学定員充足率が高い一方、四国、東北、広島などが比較的低い。



地域区分

|     |                |
|-----|----------------|
| 北海道 | 北海道            |
| 東北  | 青森・岩手・秋田・山形・福島 |
| 宮城  | 宮城             |
| 関東  | 茨城・栃木・群馬       |
| 埼玉  | 埼玉             |
| 千葉  | 千葉             |
| 東京  | 東京             |
| 神奈川 | 神奈川            |
| 甲信越 | 新潟・山梨・長野       |
| 北陸  | 富山・石川・福井       |

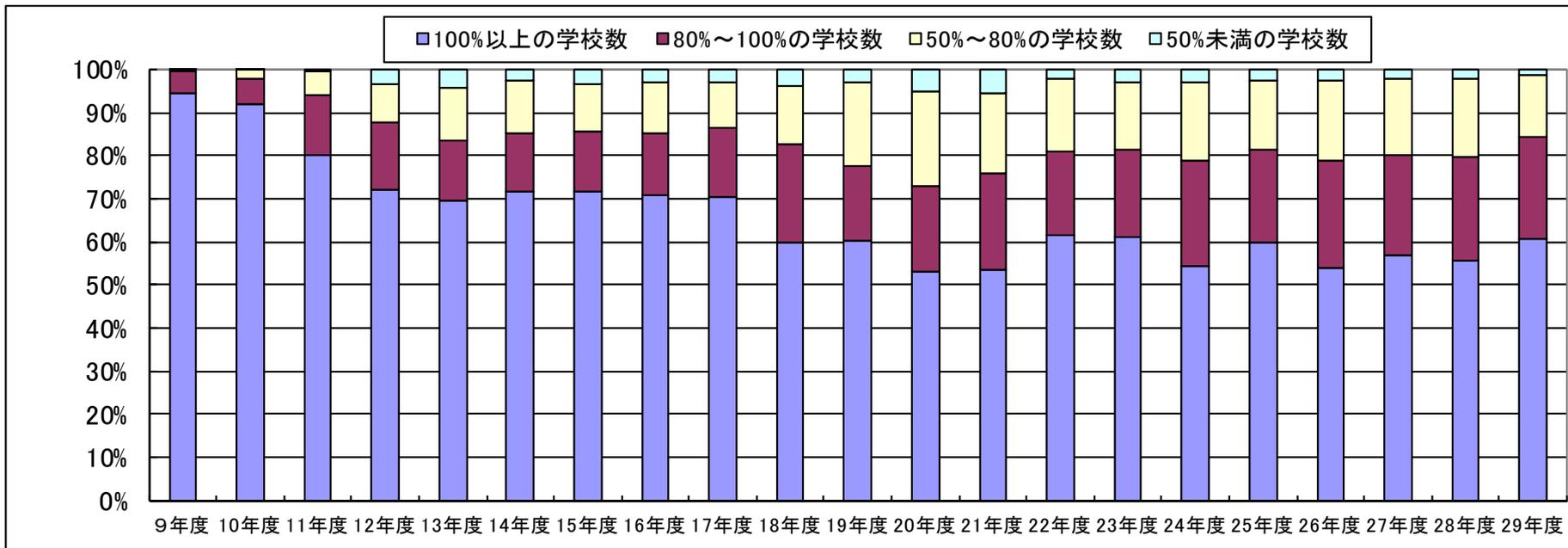
|    |                       |
|----|-----------------------|
| 東海 | 岐阜・静岡・三重              |
| 愛知 | 愛知                    |
| 近畿 | 滋賀・奈良・和歌山             |
| 京都 | 京都                    |
| 大阪 | 大阪                    |
| 兵庫 | 兵庫                    |
| 中国 | 鳥取・島根・岡山・山口           |
| 広島 | 広島                    |
| 四国 | 徳島・香川・愛媛・高知           |
| 九州 | 佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄 |
| 福岡 | 福岡                    |

# 私立大学の入学定員充足状況

○ 私立大学の入学定員の充足状況に関しては、近年厳しくなる傾向にある。

| 区分           | 9年度   | 10年度  | 11年度  | 12年度  | 13年度  | 14年度  | 15年度  | 16年度  | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大 学 数        | 425   | 439   | 450   | 471   | 493   | 508   | 521   | 533   | 542   | 550   | 559   | 565   | 570   | 569   | 572   | 577   | 576   | 578   | 579   | 577   | 581   |
| 100以上の学校数    | 402   | 404   | 361   | 340   | 344   | 364   | 374   | 378   | 382   | 329   | 337   | 299   | 305   | 351   | 349   | 313   | 344   | 313   | 329   | 320   | 352   |
| 割合           | 94.6% | 92.0% | 80.2% | 72.2% | 69.8% | 71.7% | 71.8% | 70.9% | 70.5% | 59.8% | 60.3% | 52.9% | 53.5% | 61.7% | 61.0% | 54.2% | 59.7% | 54.2% | 56.8% | 55.5% | 60.6% |
| 80%~100%の学校数 | 21    | 26    | 63    | 74    | 68    | 68    | 71    | 76    | 86    | 125   | 96    | 112   | 128   | 110   | 116   | 143   | 125   | 143   | 136   | 140   | 139   |
| 割合           | 4.9%  | 5.9%  | 14.0% | 15.7% | 13.8% | 13.4% | 13.6% | 14.3% | 15.9% | 22.7% | 17.2% | 19.8% | 22.5% | 19.3% | 20.3% | 24.8% | 21.7% | 24.7% | 23.5% | 24.3% | 23.9% |
| 50%~80%の学校数  | 1     | 8     | 23    | 40    | 59    | 63    | 59    | 64    | 57    | 76    | 109   | 125   | 106   | 95    | 91    | 103   | 91    | 107   | 101   | 104   | 82    |
| 割合           | 0.2%  | 1.8%  | 5.1%  | 8.5%  | 12.0% | 12.4% | 11.3% | 12.0% | 10.5% | 13.8% | 19.5% | 22.1% | 18.6% | 16.7% | 15.9% | 17.9% | 15.8% | 18.5% | 17.4% | 18.0% | 14.1% |
| 50未満の学校数     | 1     | 1     | 3     | 17    | 22    | 13    | 17    | 15    | 17    | 20    | 17    | 29    | 31    | 13    | 16    | 18    | 16    | 15    | 13    | 13    | 8     |
| 割合           | 0.2%  | 0.2%  | 0.7%  | 3.6%  | 4.5%  | 2.6%  | 3.3%  | 2.8%  | 3.1%  | 3.6%  | 3.0%  | 5.1%  | 5.4%  | 2.3%  | 2.8%  | 3.1%  | 2.8%  | 2.6%  | 2.2%  | 2.3%  | 1.4%  |
| 入学定員未充足校     | 23    | 35    | 89    | 131   | 149   | 144   | 147   | 155   | 160   | 221   | 222   | 266   | 265   | 218   | 223   | 264   | 232   | 265   | 250   | 257   | 229   |
| 割合           | 5.4%  | 8.0%  | 19.8% | 27.8% | 30.2% | 28.3% | 28.2% | 29.1% | 29.5% | 40.2% | 39.7% | 47.1% | 46.5% | 38.3% | 39.0% | 45.8% | 40.3% | 45.8% | 43.2% | 44.5% | 39.4% |
| 充足率80%以上校    | 423   | 430   | 424   | 414   | 412   | 432   | 445   | 454   | 468   | 454   | 433   | 411   | 433   | 461   | 465   | 456   | 469   | 456   | 465   | 460   | 491   |
| 割合           | 99.5% | 97.9% | 94.2% | 87.9% | 83.6% | 85.0% | 85.4% | 85.2% | 86.3% | 82.5% | 77.5% | 72.7% | 76.0% | 81.0% | 81.3% | 79.0% | 81.4% | 78.9% | 80.3% | 79.7% | 84.5% |

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



## 東京都の大学入学者数が一定とした場合の将来推計

- 仮に、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合(51.5%)及び東京都の大学入学者数(14.9万人)が将来も維持されるとした場合、地方圏の大学の入学者数は大幅に減少しかねない。(2015年度46.9万人→2040年度30.5万人)
- その場合、地方圏の大学の定員数が維持されるとすれば、大幅な定員割れが生じうる。(2040年度30%の定員割れ)

| 年度        |            | 2015  |        | 2030  |        | 2040 |        |
|-----------|------------|-------|--------|-------|--------|------|--------|
|           |            |       | 学生のシェア |       | 学生のシェア |      | 学生のシェア |
| 18歳人口(万人) |            | 120.0 |        | 102.5 |        | 88.2 |        |
| 入学者総数(万人) |            | 61.8  | 100%   | 52.8  | 100%   | 45.4 | 100%   |
| 東京都       | A 定員数(万人)  | 15.1  |        | 15.1  |        | 15.1 |        |
|           | B 入学者数(万人) | 14.9  | 24%    | 14.9  | 28%    | 14.9 | 33%    |
|           | B/A(%)     | 98%   |        | 98%   |        | 98%  |        |
| その他の道府県   | C 定員数(万人)  | 44.0  |        | 44.0  |        | 44.0 |        |
|           | D 入学者数(万人) | 46.9  | 76%    | 37.9  | 72%    | 30.5 | 67%    |
|           | D/C(%)     | 107%  |        | 86%   |        | 69%  |        |

※ 18歳人口については文部科学省作成資料より  
2015年度の定員数は文部科学省調べ、入学者数は学校基本調査統計より

※ 2030年度、2040年度については、下記の仮定により推計

- ・入学者総数は、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合を維持すると仮定して、18歳人口から推計
- ・東京都の定員数は15.1万人(2015)、入学者数は14.9万人(2015)を維持すると仮定
- ・その他の道府県の定員数は44.0万人(2015)を維持すると仮定
- ・その他の道府県の入学者数は、入学者総数から東京都の入学者数を差し引いて推計



## 2. 抑制の対象とする学校種

# 各学校種等の学校数・学生数

- 東京23区に所在する大学・大学院の学生数の割合は短期大学や高等専門学校と比べるとやや高い。
- 東京23区の学生数については、大学院、短期大学、高等専門学校と比較して大学の学部生が大多数を占めている。

| 項目          | 大学院           | 大学    | 短期大学 | 高等専門学校 | 専修学校（専門課程） |
|-------------|---------------|-------|------|--------|------------|
| 学校数         | 627           | 777   | 341  | 57     | 2817       |
|             | うち東京都 (*) 109 | 137   | 38   | 3      | 357        |
|             | 割合 17%        | 18%   | 11%  | 5%     | 13%        |
|             | うち23区 (*) 76  | 93    | 28   | 1      | —          |
|             | 割合 12%        | 12%   | 8%   | 2%     | —          |
| 学生数<br>(万人) | 25.0          | 287.4 | 12.8 | 5.8    | 58.9       |
|             | うち東京都 6.8     | 74.6  | 1.5  | 0.36   | 13.4       |
|             | 割合 27%        | 26%   | 12%  | 6%     | 23%        |
|             | うち23区 5.6     | 52.6  | 1.2  | 0.16   | —          |
|             | 割合 22%        | 18%   | 9%   | 3%     | —          |

- ※学校数について、大学院の欄は大学院を置く大学の数である。
- ※東京23区の学校数は、学校の本部が東京23区にある学校の数である。
- ※東京23区の学生数は、東京23区に所在する学部等の学生数である。
- ※大学の学生数は学部に所属している学生の人数である。

出典：平成28年度学校基本統計及び東京都立産業技術高等専門学校ホームページにより作成

(\*)：平成28年度全国大学一覧より作成。東京/23区の学校数は、学校の本部が東京/23区にある学校の数である。

専門職大学・専門職短期大学

## 4. 取組の方向性

以上に述べた基本的な問題認識の下、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等に関して、以下の通り取組の方向性について提言する。

- ⑨ 現在法案が提出されている「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関(「専門職大学」等)」の制度化が実現化した場合、当該制度を活用した取組を推進することも重要である。

## 5. おわりに

今回は、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等について、検討の方向性をとりまとめたものである。

今後、これらの主要課題について、その具体化に向けた検討を進めることはもとより、大学のガバナンスのあり方、大学進学者収容力の地域差の改善方策、東京圏の大学と地方大学の連携の具体的方策、地方での雇用創出対策などの個別課題についても、さらに当会議において議論を深めることとする。

なお、本有識者会議等において検討した施策等を実施するに当たり、現在国会で審議されている専門職大学の取扱いに関しては、留意が必要である。

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

#### (2) 人材投資・教育

##### ③ リカレント教育等の充実

雇用吸収力や労働生産性の高い職業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながる。また、企業を取り巻く経済社会環境の変化は加速し、企業内だけで人材育成を行うことは、技術的にも資金的にも難しい状況になっている。このため、都道府県、大学、高等学校、公設試験研究機関、地元産業界等の参加等により地域人材育成を図る仕組みを構築する。さらに、離職した女性の復職・再就職や社会人の学び直しなどを支援するため、受講しやすい講座の充実・多様化や教育訓練給付の対象の拡大等により、リカレント教育の充実を図る。また、**実践的な職業教育を行う専門職大学の創設**、サービス産業の生産性向上を担う経営人材を育成するため、大学等における食分野、観光分野等の実践的な専門教育プログラムの開発を促進するほか、キャリア教育の推進、高等学校における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用促進等を図る。

# 学校教育法の一部を改正する法律の概要

【実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）の制度化について】

## 趣旨・背景

○「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

**実践力** 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材 + **創造力** 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

〔例〕  
【観光分野】：適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材  
【農業分野】：質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材  
【情報分野】：プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

➡ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

## 概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

### 《法制度の概要》

→ 法改正を経た上で、設置基準(省令)等により具体的な制度設計を予定 [\*印]

#### 1 目的等

##### ①機関の目的

・ 深く専門の学芸を教授研究し、**専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。**

→ \*実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等)  
\*実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

##### ②学位の授与

・ 課程修了者には、**文部科学大臣が定める学位を授与する。**

→ \*「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

#### 2 社会のニーズへの即応

##### ①産業界等との連携

・ 専門職大学等は、**文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。**

→ \*産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

##### ②認証評価における分野別評価

・ 専門職大学等の認証評価においては、**専門分野の特性に応じた評価を受ける。**

→ \*産業界等と連携した認証評価の体制整備(評価に基づく厳格な公的資金の配分)

#### 3 社会人が学びやすい仕組み

##### ①前期・後期の課程区分

・ 専門職大学(4年制)の課程は、**前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。**

##### ②修業年限の通算

・ **実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。**

→ \*このほか、科目履修、長期履修等の柔軟な履修形態により、社会人が学びやすい環境を整備(短期の学修成果の積み上げによる学位取得等を促進)

## 施行期日

平成31年4月1日

大学院

## 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

### (2) 知の基盤の強化

#### ① イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

##### iii) 国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成

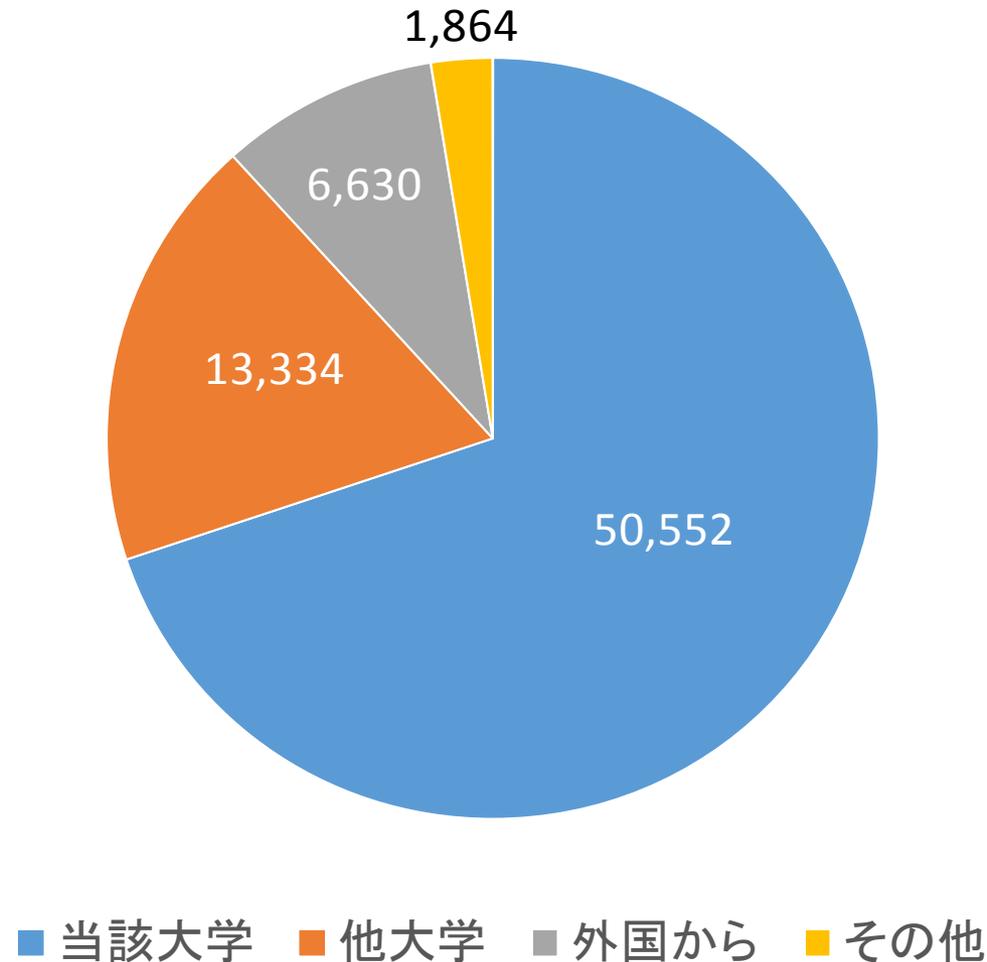
我が国が世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、世界の中で存在感を発揮していくためには、国際共同研究を戦略的に推進するとともに、**国内に国際頭脳循環の中核となる研究拠点を形成することが重要**である。

このため、国は、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点を活用しつつ、滞在型の国際共同研究を充実する。核融合、加速器、宇宙開発利用などのビッグサイエンスについては、国内外施設の活用及び運用を図り、諸外国との国際共同研究を活発化する仕組みを構築するなど、国として推進する。また、二国間、多国間協力を強化し、相互に有益な関係を構築するため、共通課題の抽出など相手国と戦略的に連携しつつ、マッチングファンドや海外共同拠点の運営の充実を図る。

さらに、**国は、国内外から第一線の研究者を引き付け、優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界トップレベルの研究拠点の形成を進める**。また、沖縄科学技術大学院大学における取組を捉え、必要な展開を図る。

# 大学院の入学者の内訳について(修士課程)

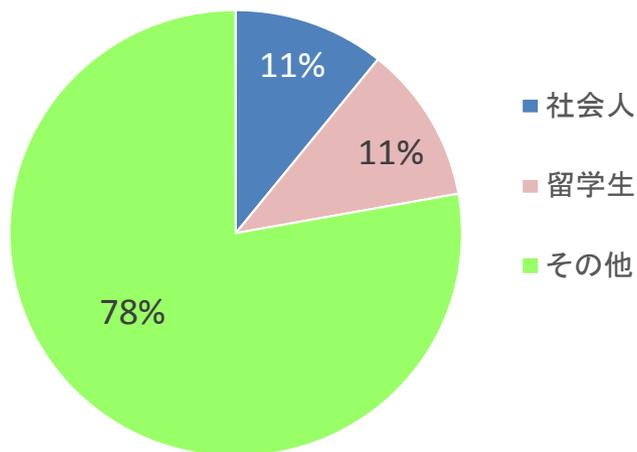
○ 大学院への進学は、当該大学からが大半を占めている。



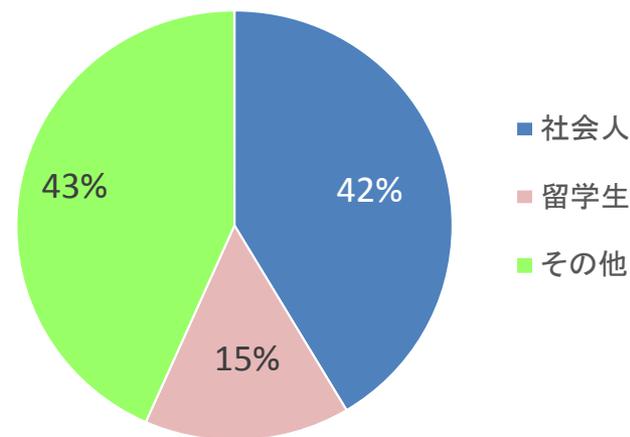
# 大学院の入学者における社会人・留学生の割合

- 大学院は社会人の学び直しのための機関としての性質がある。
- 大学院は入学者に占める留学生の割合が大学に比べて高い(※大学入学者における留学生の割合は2%)。また、最近、増加傾向になる。

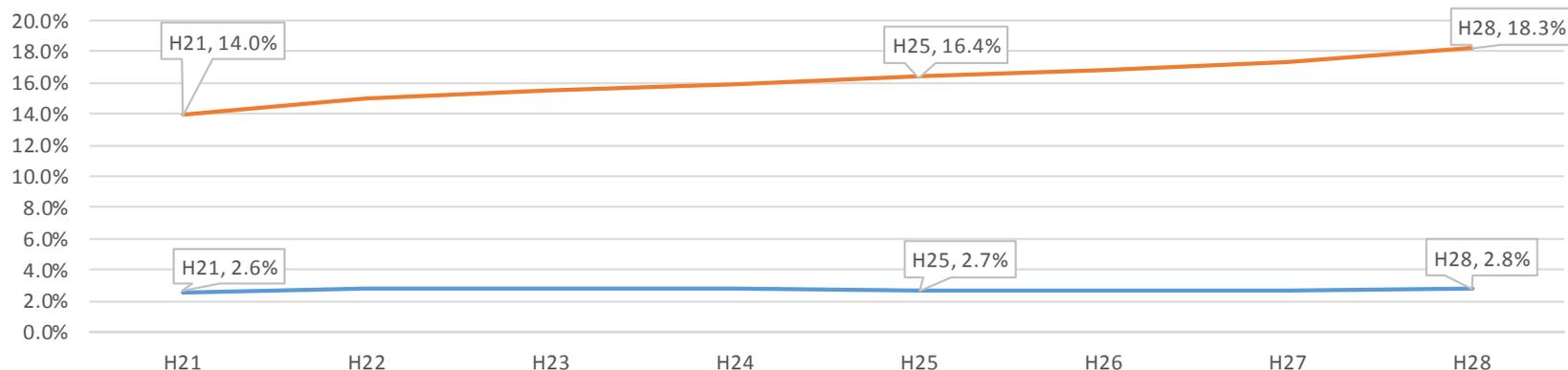
## 修士課程入学者の内訳



## 博士課程入学者の内訳



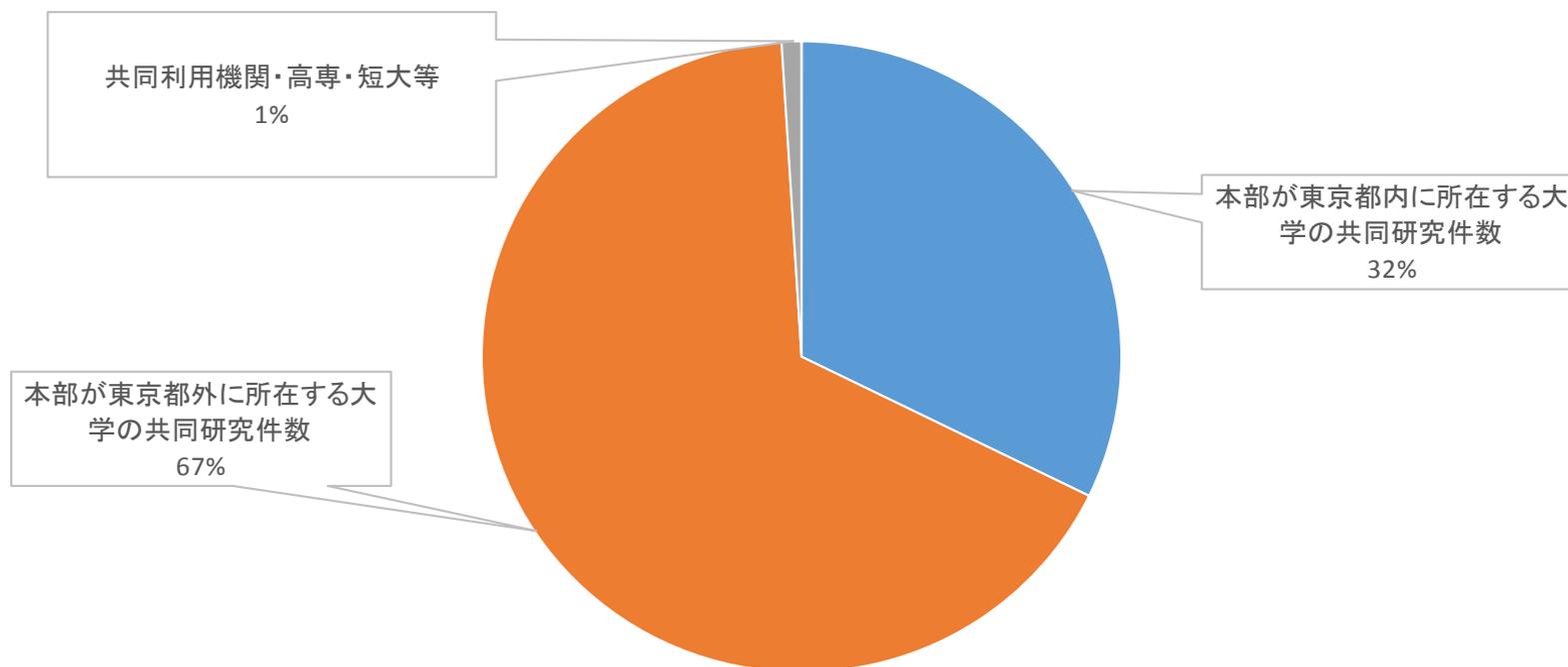
## 外国人学生割合、大学院(上段)と学部(下段)の比較



# 大学と企業との共同研究の状況について

- 大学において重要な大学院教育の場であり、また大学院生が研究者として参加する大学と企業との共同研究においても、企業の集中する都内に所在する大学は大きな割合を占め、さらに大型の案件はより比率が高い。

1千万円以上の共同研究件数の所在地別割合



高等専門学校

# 高等専門学校制度の概要

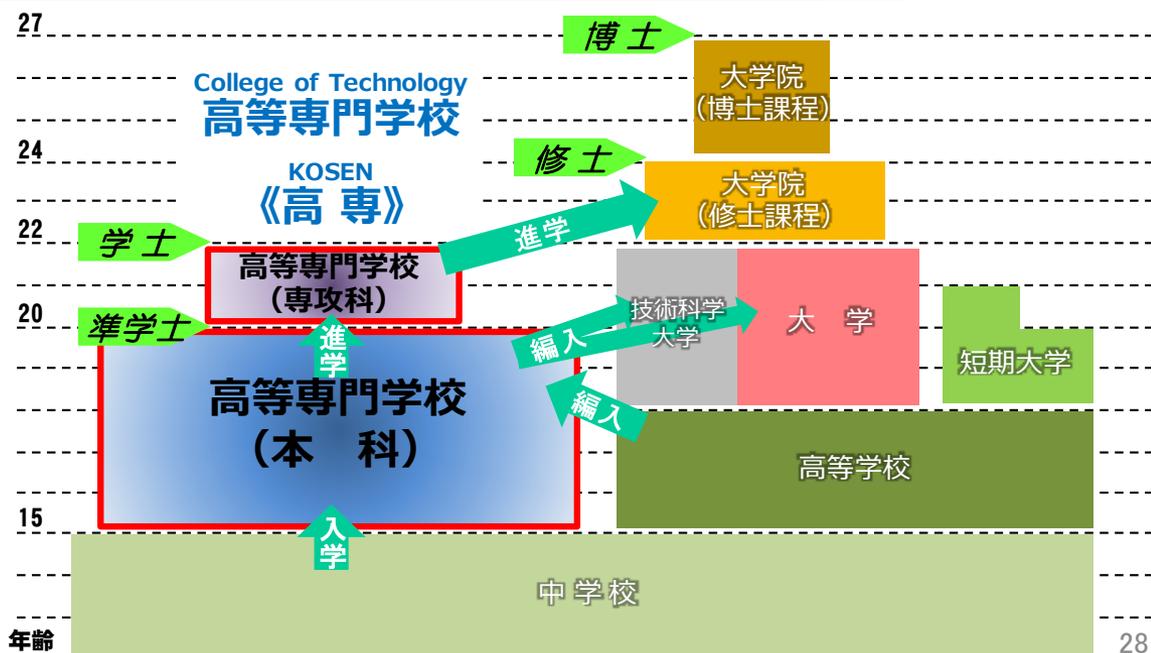
## 1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**
- **中堅技術者の養成**を目的として制度が創設された（昭和37年）  
大企業においては、工場長など製造現場の指導・監督的な立場の技術者、中小企業においては、企業の中心的な技術者、技術の責任者
- 近年では、**研究・開発に従事する技術者**としての活躍も期待されている

## 2. 基本データ

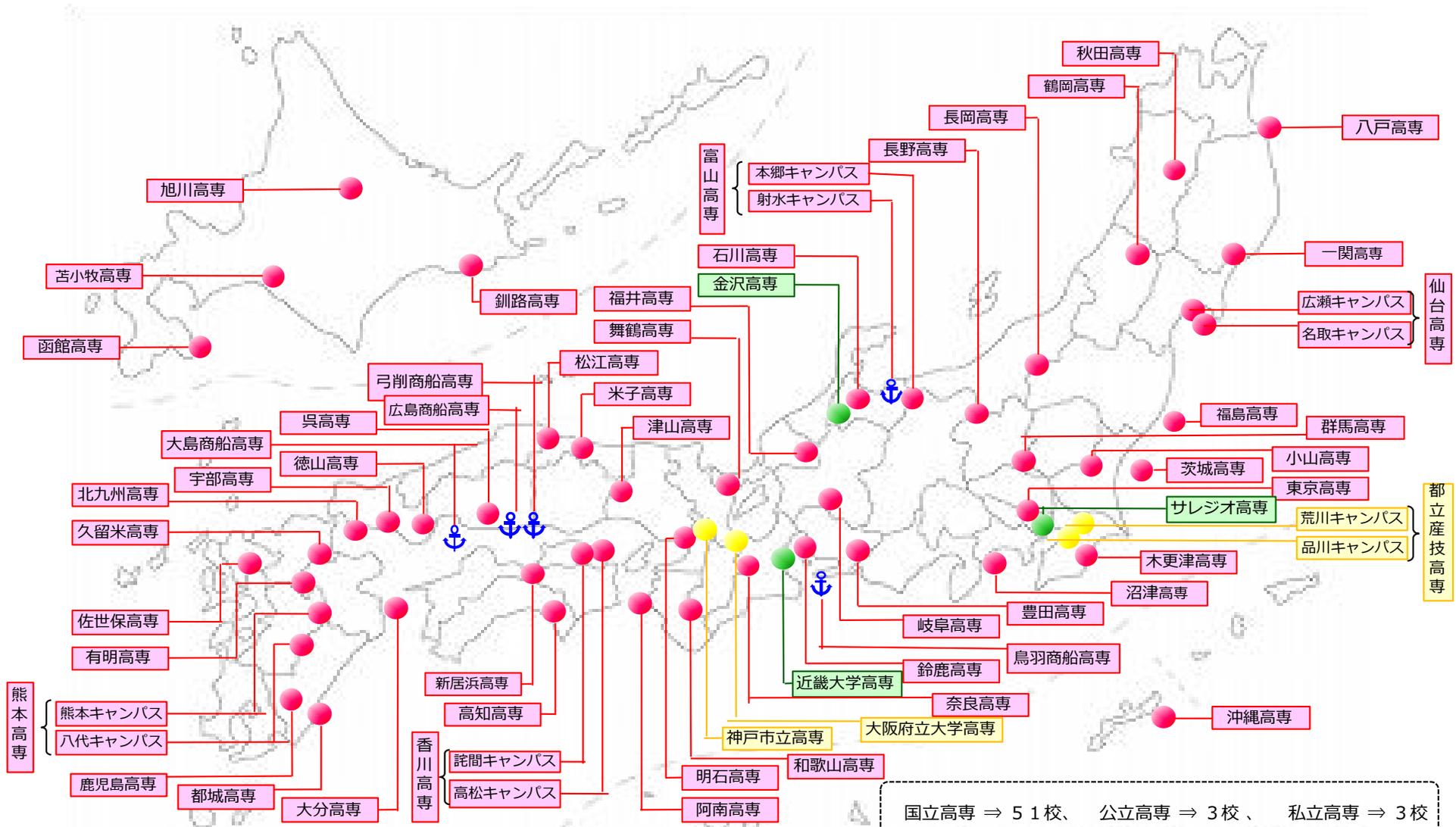
- 学校数：**全57校**  
(国立51校、公立3校、私立3校)
- 入学定員：10,540人  
(15歳人口の約1%)
- **東京23区内は1校**

### 高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



# 高等専門学校の配置

○ 高等専門学校は、地方に多く、また道府県庁所在地以外の都市に主に立地している。



平成29年4月1日現在

- 高等専門学校は、地元中学校からの進学者が多い。

(例)

## 東京都立産業技術高等専門学校

募集人員320名中60名が都外在学者を対象とした人員

## 福井高等専門学校

在学者1008人中921人が福井県出身者(平成29年5月1日時点)

## 有明工業高等専門学校

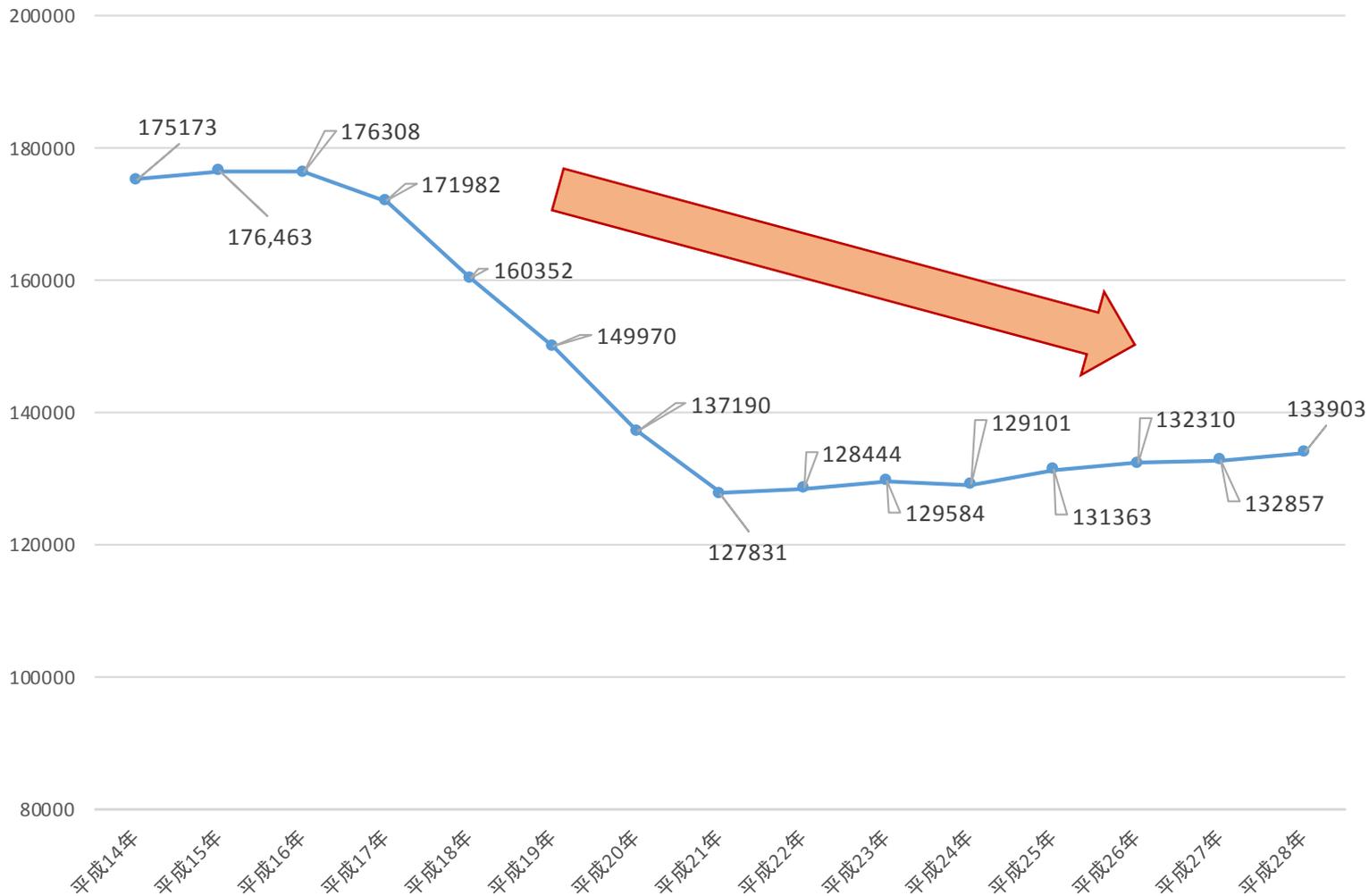
新入学者207人中136人が福岡県出身者(平成29年度新入学生)

※他は熊本県、佐賀県、長崎県出身者

専門学校

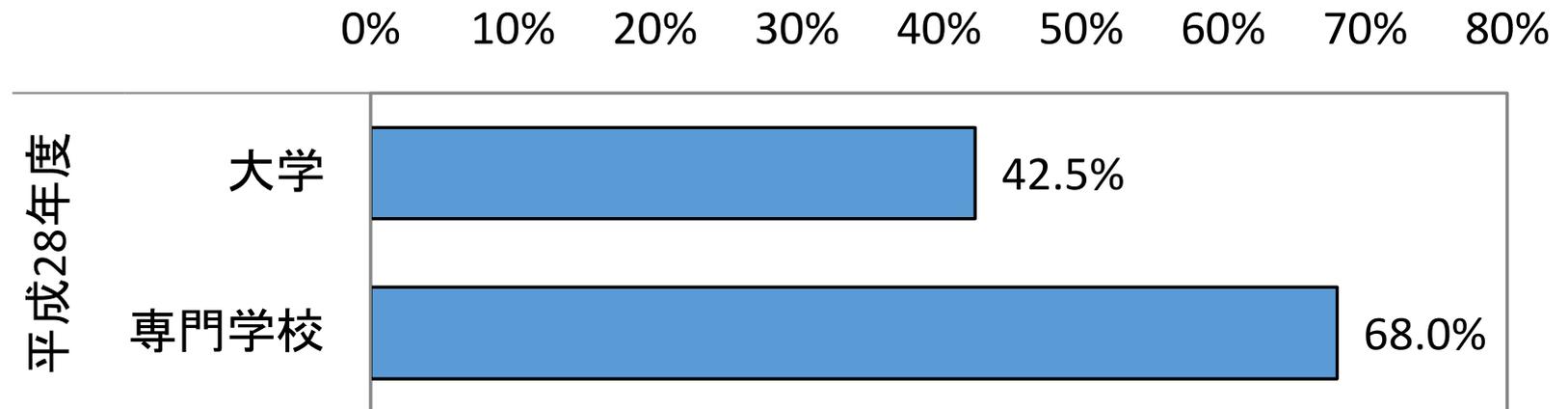
# 東京都内の専修学校(専門課程)の学生数の推移

○ 東京都内の専修学校(専門課程)の学生数は減少傾向。



# 大学・専門学校が所在する都道府県内の高校から進学した者の割合

- 大学と比較して、同一の都道府県内の高校から進学した者の割合が高い。



※大学は学校基本調査(文部科学省H28)より作成。  
※専門学校は、「専門学校生への効果的支援の在り方に関する実証研究事業」による専門学校調査より作成。

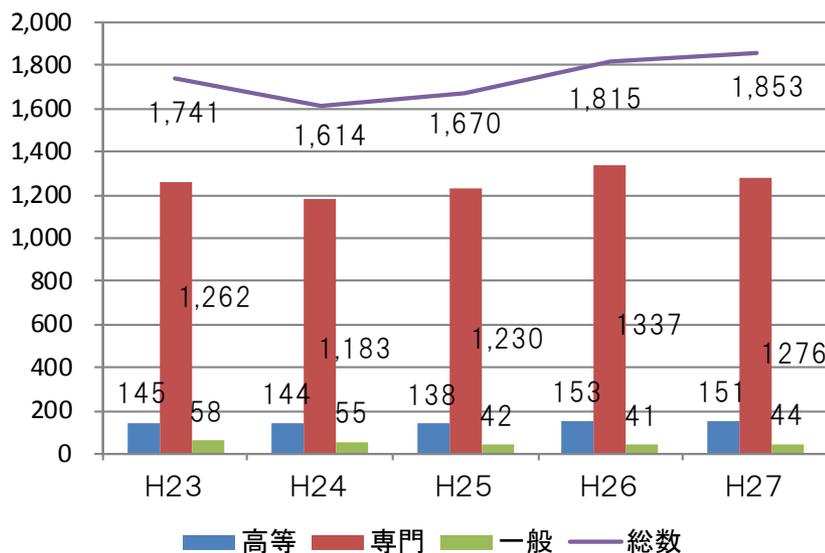
# 専修学校の社会人の受け入れ状況

## ○社会人の受入状況

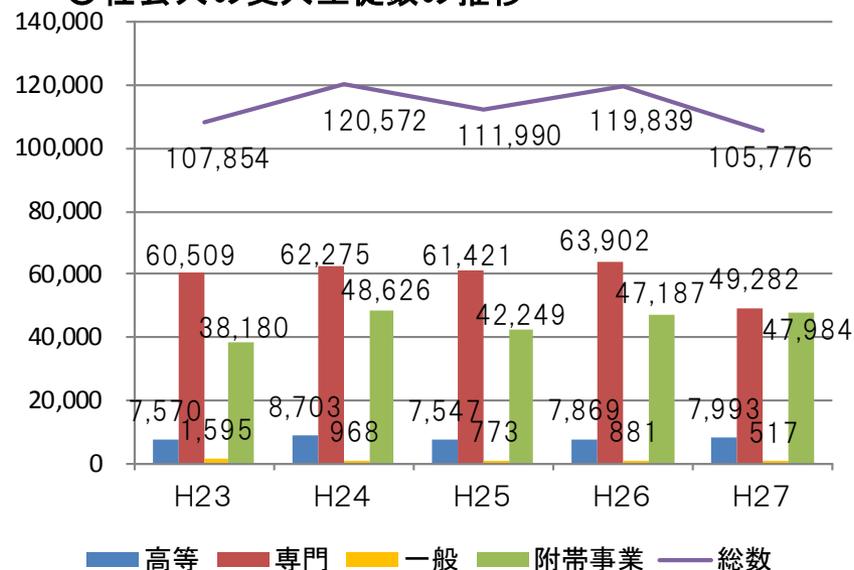
## 社会人の受入状況（私立専修学校）

| 年度  | 受入総学校数 |       |    |      |       | 受入総人数 |        |       |        |         |
|-----|--------|-------|----|------|-------|-------|--------|-------|--------|---------|
|     | 高等     | 専門    | 一般 | 附帯事業 | 総数    | 高等    | 専門     | 一般    | 附帯事業   | 総数      |
| H23 | 145    | 1,262 | 58 | 276  | 1,741 | 7,570 | 60,509 | 1,595 | 38,180 | 107,854 |
| H24 | 144    | 1,183 | 55 | 232  | 1,614 | 8,703 | 62,275 | 968   | 48,626 | 120,572 |
| H25 | 138    | 1,230 | 42 | 260  | 1,670 | 7,547 | 61,421 | 773   | 42,249 | 111,990 |
| H26 | 153    | 1,337 | 41 | 284  | 1,815 | 7,869 | 63,902 | 881   | 47,187 | 119,839 |
| H27 | 151    | 1,276 | 44 | 382  | 1,853 | 7,993 | 49,282 | 517   | 47,984 | 105,776 |

## ○社会人の受入学校数の推移



## ○社会人の受入生徒数の推移



※出典：平成27年度私立高等学校等実態調査

### **3. 抑制の手法・例外事項**

# 東京23区の定員が増加する行為（イメージ）

※私立大学の場合

## ①大学の 신설、学部等の 신설 (認可事項)

新設



東京  
23区

## ②大学全体の定員増(認可事項)

※複数キャンパスに複数学科の場合



東京  
23区

定員増加



東京  
23区外

定員変化なし

## ③定員の学部等の振り替え(届出事項)

定員の振り替え



東京  
23区

定員増加



東京  
23区外

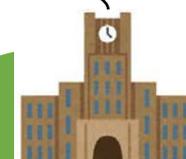
定員減

## ④定員の学部等の振り替え(届出事項(※))

所在地の移転



東京  
23区



東京  
23区外

※建物の増築等がない場合は、届出も不要

- 本年9月末までに暫定措置として以下の対応を行う(閣議決定に盛り込まれている本年度からの措置の一環)。

- ◇平成30年度収容定員増(10月申請分(6月延期分))

- ◇平成31年度大学の設置、学部等の設置、収容定員増

### <対応方針>

- ・原則として東京23区の収容定員増は認めないが、校舎等の施設又は設備の整備を行うなど必要な投資を行う場合で、さらに大学の設置、学部等の設置、収容定員増について機関決定している場合に限り、例外事項とする。
- ・専門職大学の設置に関しては、①新たな学校種であること、②リカレント教育の機関として活用していくこと、③実務家教員の募集などから都心でない難しい分野等も想定されることから、東京23区に所在する専門学校が当該専門学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合に限り、例外事項とする。
- ・医学部の地域枠(東京都以外の都道府県で将来医師として従事しようとする学生の入学枠)による臨時定員増に関しても、例外事項とする。

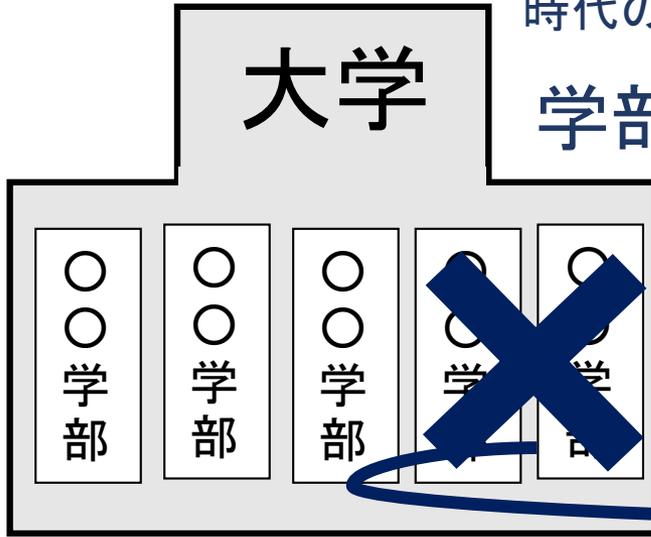
# スクラップ&ビルドによる定員の振替のイメージ

## パターン①

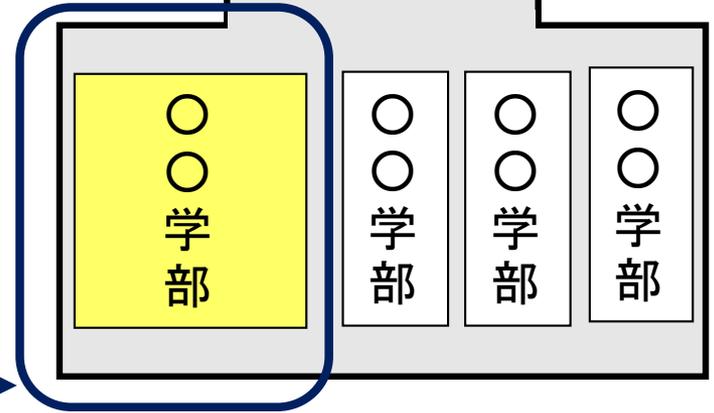
廃止された学部の收容定員の枠内で  
時代の要請に合った新学部を開設

大学

学部廃止



大学

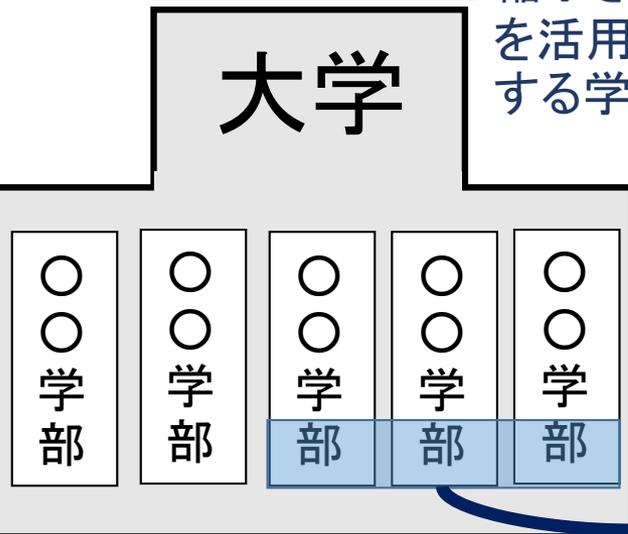


## パターン②

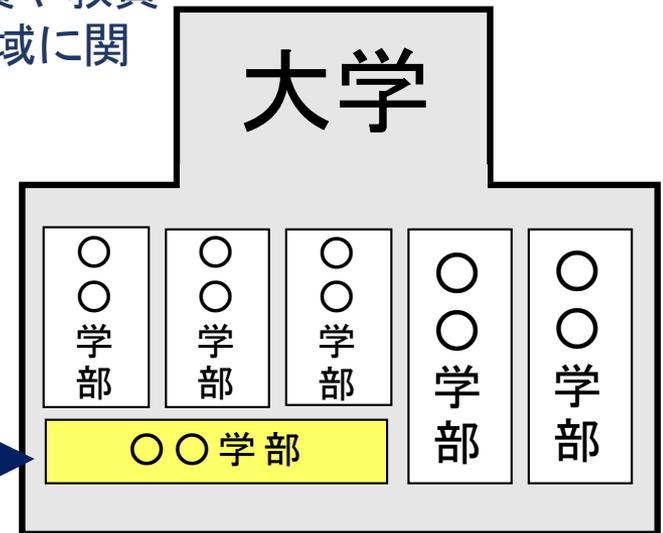
縮小された複数の学部の收容定員や教員  
を活用し、複数分野に跨る融合領域に関  
する学部等を設置

大学

学部縮小



大学



## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

#### (2) 人材投資・教育

##### ③ リカレント教育等の充実

雇用吸収力や労働生産性の高い職業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながる。また、企業を取り巻く経済社会環境の変化は加速し、企業内だけで人材育成を行うことは、技術的にも資金的にも難しい状況になっている。このため、都道府県、大学、高等学校、公設試験研究機関、地元産業界等の参加等により地域人材育成を図る仕組みを構築する。さらに、離職した女性の復職・再就職や社会人の学び直しなどを支援するため、受講しやすい講座の充実・多様化や教育訓練給付の対象の拡大等により、リカレント教育の充実を図る。また、実践的な職業教育を行う専門職大学の創設、サービス産業の生産性向上を担う経営人材を育成するため、大学等における食分野、観光分野等の実践的な専門教育プログラムの開発を促進するほか、キャリア教育の推進、高等学校における学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の活用促進等を図る。

## Ⅱ—(A)—2. 教育・人材力の抜本強化

### 誰もが学び直しできる社会

#### (残された課題)

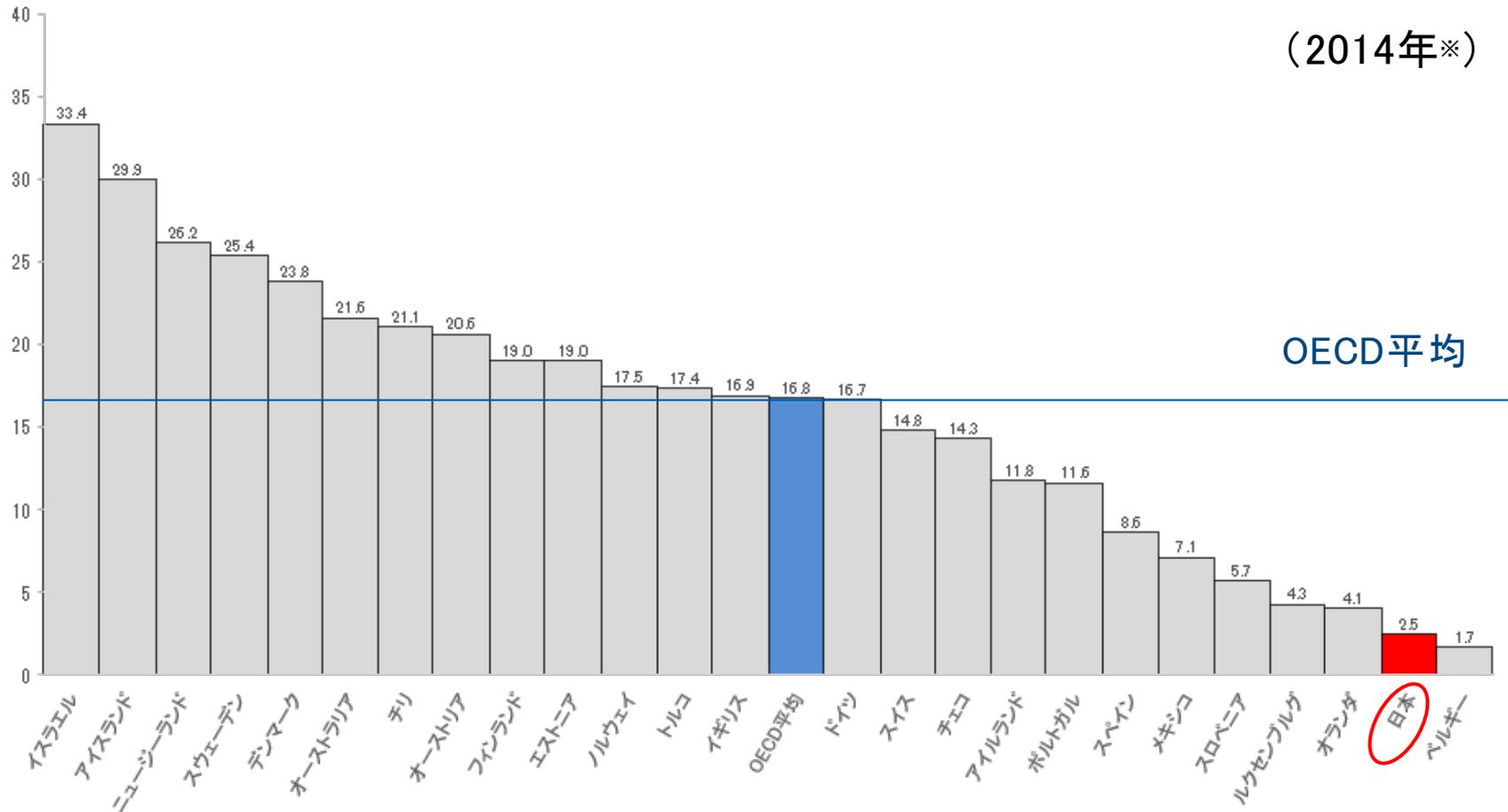
- ・社会人が自発的にスキルアップのための学び直しをしようとしても、金銭的・時間的な制約等があり、必ずしもアクセスが容易ではない。
- ・企業における採用や処遇において、身に付けた能力・スキルが十分に評価されていないため、「学び直し」に対するインセンティブが不十分である。

#### (主な取組)

- ・民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身につけることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講ずる。
- ・働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体が可能な限り速やかに構築されるための施策を講じていく。

# 25歳以上の「学士」課程への入学者の割合(国際比較)

(2014年※)



※日本の数値は2016年。

出典: OECD Education at a Glance (2016) (諸外国) 及び「平成28年度学校基本統計」(日本)。

日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。日本の数値については、留学生を含む。

# 「社会人」に関する定義

## 広辞苑（第6版 岩波書店）

- ①社会の一員としての個人。
- ②実社会で活動する人。

## 学校基本統計（文部科学省）における「社会人」

5月1日において職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。

## 国勢調査（総務省）における「就業者」

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人。（病気や休暇で休んでいる場合、育児休業や介護休業中の場合、家族の自営業の手伝いをした場合も含むが、主に家事に従事する者、主に通学をしている者は含まれていない。

※ 各種法令の中に「社会人」との文言は存在しない。

# 外国人留学生の受入状況

## ○ 東京の外国人留学生受入状況

|          | 全国      | 関東      | 東京     |
|----------|---------|---------|--------|
| 留学生      | 239,287 | 132,927 | 92,534 |
| うち高等教育機関 | 171,122 | 86,663  | 55,441 |

本調査における「留学生」：

「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。

## ○ 外国人留学生の多い大学一覧

|    | 学校名         |    | 留学生数   |
|----|-------------|----|--------|
| 1  | 早稲田大学       | 私立 | 4,767人 |
| 2  | 東京大学        | 国立 | 3,260人 |
| 3  | 東京福祉大学      | 私立 | 3,000人 |
| 4  | 立命館アジア太平洋大学 | 私立 | 2,818人 |
| 5  | 日本経済大学      | 私立 | 2,708人 |
| 6  | 筑波大学        | 国立 | 2,326人 |
| 7  | 大阪大学        | 国立 | 2,184人 |
| 8  | 九州大学        | 国立 | 2,089人 |
| 9  | 京都大学        | 国立 | 2,009人 |
| 10 | 東北大学        | 国立 | 1,941人 |
| 11 | 立命館大学       | 私立 | 1,860人 |
| 12 | 北海道大学       | 国立 | 1,735人 |
| 13 | 名古屋大学       | 国立 | 1,672人 |
| 14 | 慶應義塾大学      | 私立 | 1,518人 |
| 15 | 同志社大学       | 私立 | 1,421人 |

|    | 学校名           |    | 留学生数   |
|----|---------------|----|--------|
| 16 | 明治大学          | 私立 | 1,294人 |
| 17 | 城西国際大学        | 私立 | 1,265人 |
| 18 | 東京工業大学        | 国立 | 1,239人 |
| 19 | 日本ウェルネススポーツ大学 | 私立 | 1,200人 |
| 20 | 神戸大学          | 国立 | 1,196人 |
| 21 | 日本大学          | 私立 | 1,192人 |
| 22 | 広島大学          | 国立 | 1,190人 |
| 23 | 上智大学          | 私立 | 1,183人 |
| 24 | 大阪産業大学        | 私立 | 1,113人 |
| 25 | 拓殖大学          | 私立 | 1,069人 |
| 26 | 横浜国立大学        | 国立 | 828人   |
| 27 | 関西大学          | 私立 | 828人   |
| 28 | 東海大学          | 私立 | 794人   |
| 29 | 法政大学          | 私立 | 794人   |
| 30 | 千葉大学          | 国立 | 787人   |
| 31 | 中央大学          | 私立 | 787人   |

※黄色セルは東京23区に本部が所在するもの。

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

#### (2) 人材投資・教育

##### ② 教育の質の向上

また、大学教育の質の向上を図るため、教育課程等の見直し、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開、成績評価等の厳格化等を推進し、知の基盤強化を図る。また、外部人材の登用の促進、ガバナンス改革など経営力強化のための取組を進める。少子化や経済社会の変化等を踏まえ、大学の組織再編等を促進するため、設置者の枠を超えた大学の連携・統合を可能とする枠組みや、経営困難な大学の円滑な撤退や事業継承が可能となる枠組みの整備に向けた検討を進める。

卓越大学院プログラム(仮称)の具体化や高等専門学校教育の高度化による教育研究拠点の強化や卓越研究員制度等による人材の育成・確保等を進める。また、海外留学支援や**外国人留学生・研究者の受け入れの促進を通じて大学の国際化を進める。**

# 「留学生30万人計画」骨子〈抜粋〉

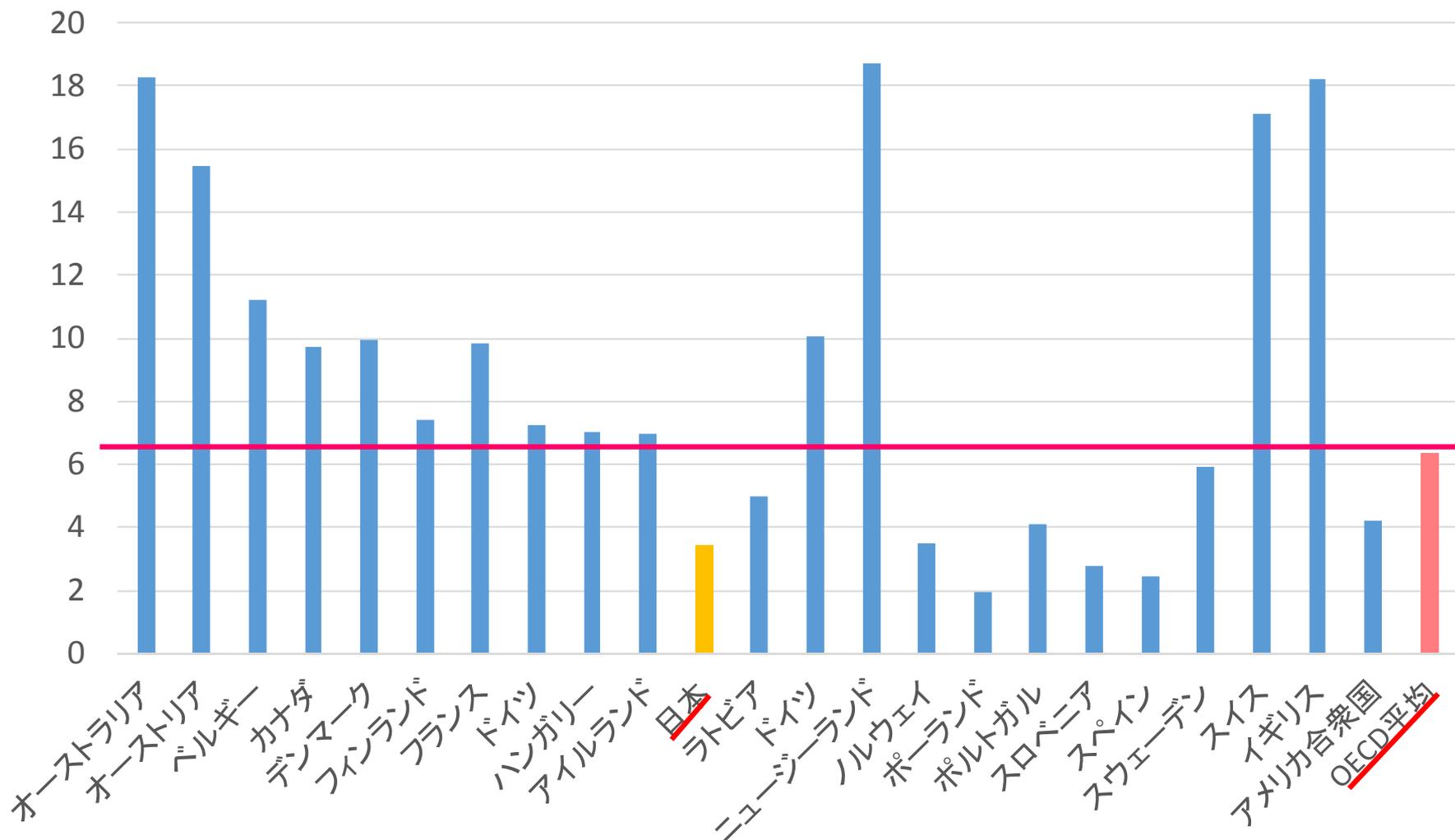
平成20年7月29日  
文部科学省  
外務省  
法務省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省

## 趣旨

- ① 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、**2020年を目途に留学生受け入れ30万人を目指す**。その際、高度人材受け入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。

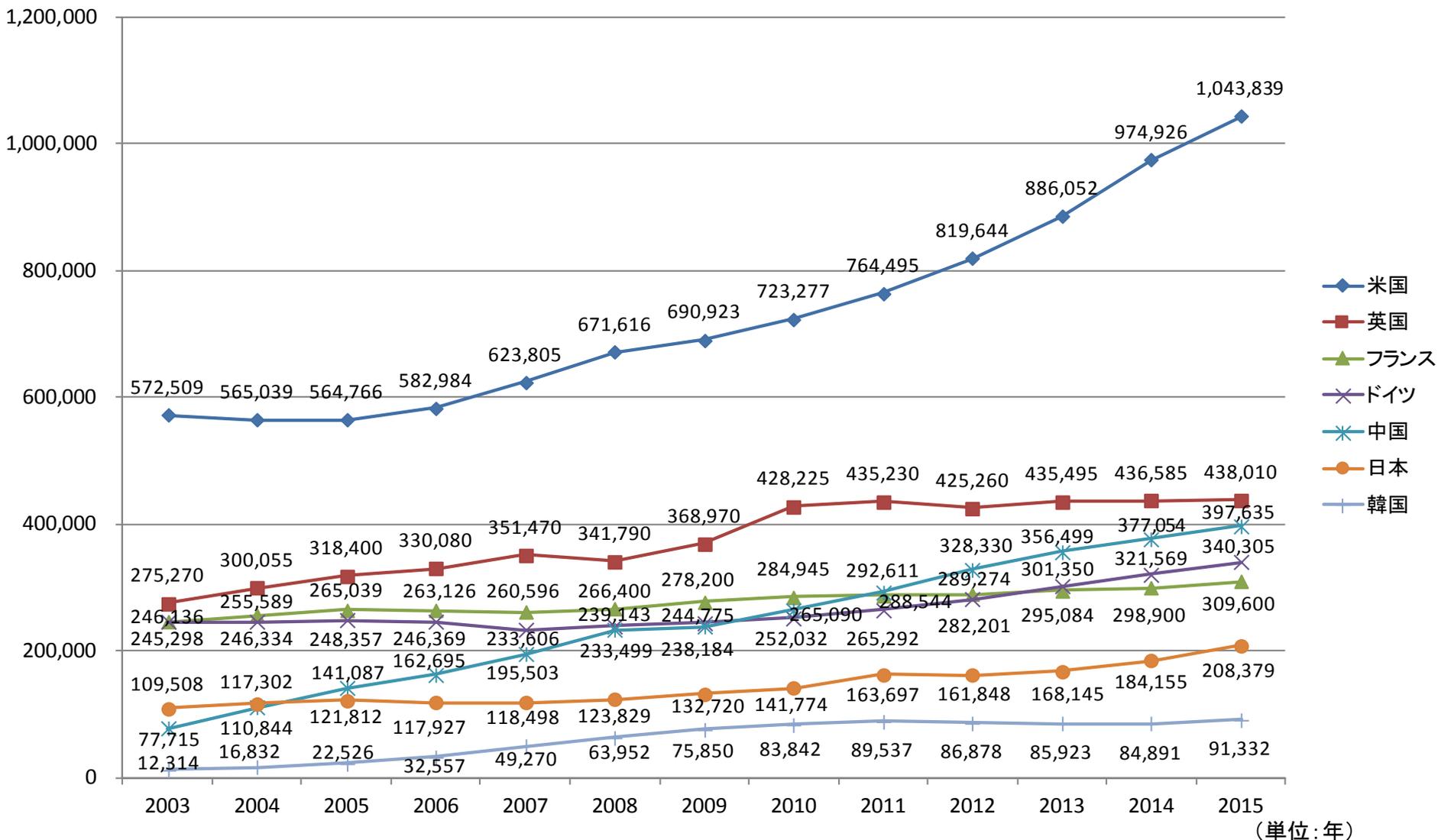
# 高等教育機関の学生のうち留学生の割合

○ 日本の大学における留学生の割合は諸外国に比べて低い。



# 各国における外国人留学生の受入れ推移

(単位:人)



(単位:年)

出典: IIE「OPEN DOORS」、HESA「Students in Higher Education」、フランス高等教育省「Higher Education and Research, Facts and Figures」、  
 (独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、その他各国大使館公表資料

# 既に取り組を着手していた場合に規制の例外としている例

## ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）

第五条 航空機騒音障害防止地区（航空機騒音障害防止特別地区を除く。）内において次に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築（同条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）をしようとする場合においては、当該建築物は、政令で定めるところにより、防音上有効な構造としなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院
- 三 住宅
- 四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

2 航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしてはならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ないと認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築をすることが困難若しくは著しく不適當であると認めて許可した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に関し条件を付けることができる。

4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。

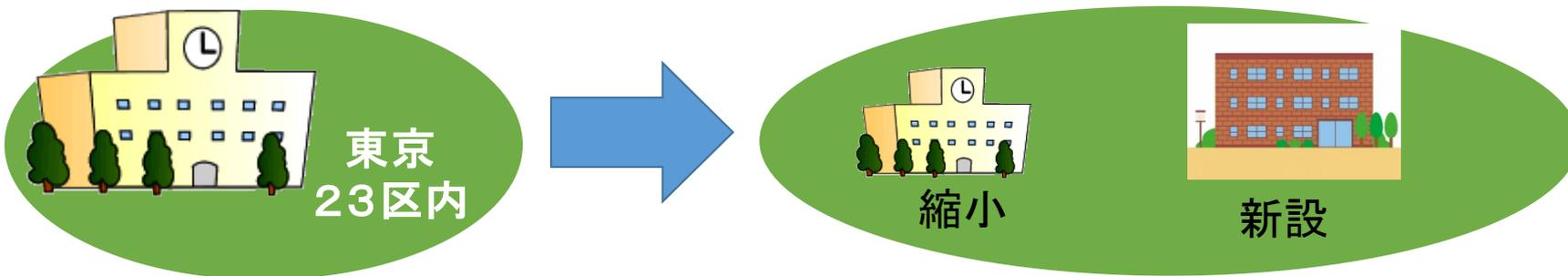
5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいずれかとしようとする場合について準用する。

# 高等教育機関がその定員を活用して他の高等教育機関を設置する (イメージ)

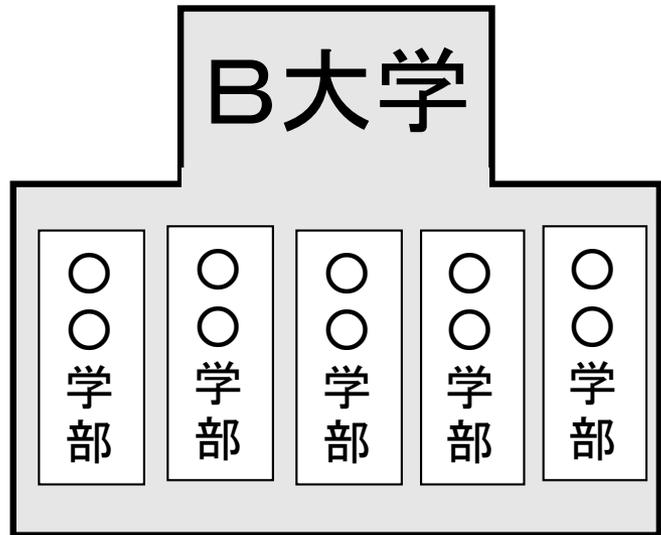
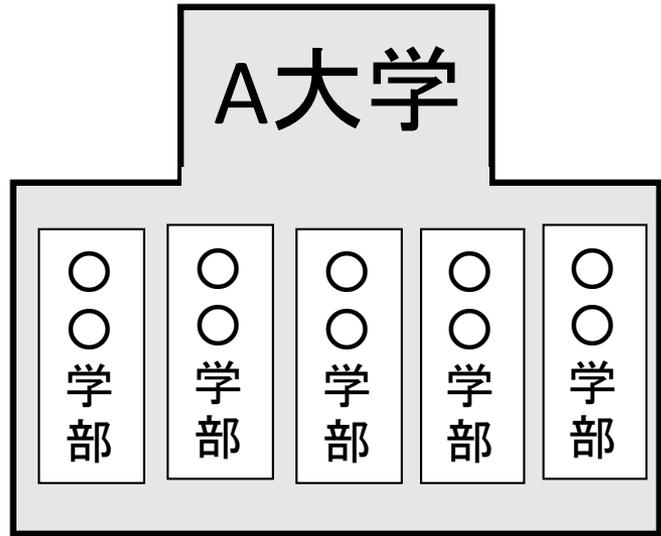
## ①他の学校種に転換する場合



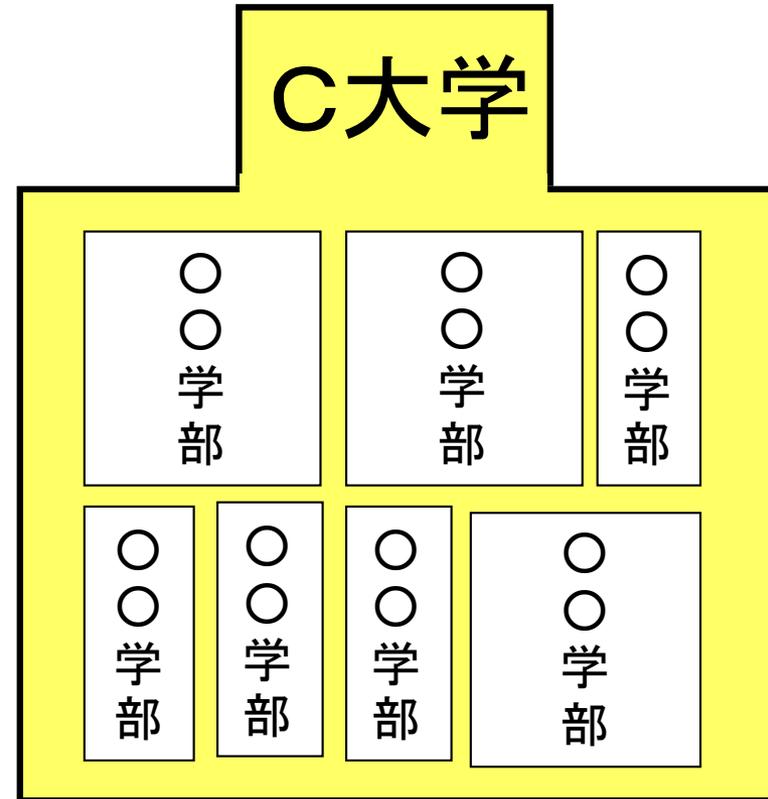
## ②他の学校種に縮小して新たな学校を設定する場合



# 大学の統廃合のイメージ

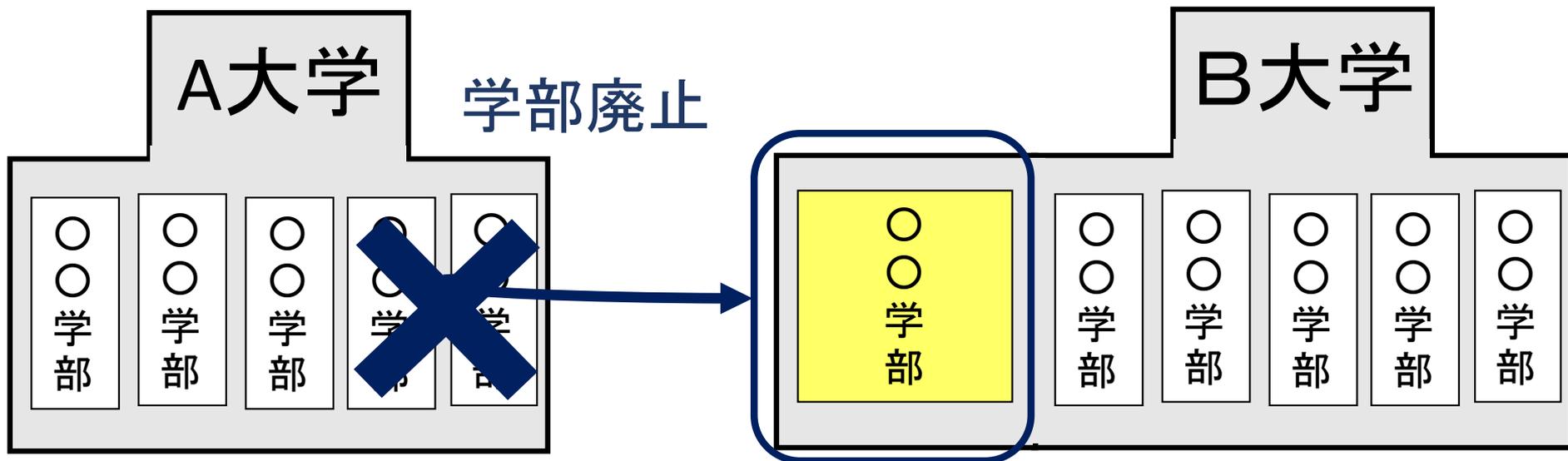


時代の要請に  
合わせて統廃合



# 学部等の統合のイメージ

廃止された一方の大学の学部の収容定員を受け継ぎ、時代の要請に合った新学部を開設



# 都内の大学で卒業単位の一部を地方のキャンパスで履修するイメージ

124単位以上

卒業単位の一部

【イメージ】

・地方において、全寮制で基礎科目等の履修等



東京  
23区



地方

## 【具体的な事例】

### 昭和大学 富士吉田キャンパス

- 医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の1年次を山梨県富士吉田市で学ぶ。
- 富士山麓の恵まれた自然の中で感性を育むとともに、全寮制教育と学部連携教育との相乗効果により、チーム医療の基礎を身に付けることを目指す。
- 学生数は、約400人。



### 東京理科大学 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 全寮制による共同生活の中で基礎教育を行う。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



# 地方の大学で卒業単位の一部を都内のキャンパスで履修するイメージ

124単位以上

卒業単位の一部

【イメージ】

・基礎科目等の履修等を東京都内のキャンパスで実施後、地方キャンパスに戻り残りの必要科目等を履修



【関連事例(大学間連携事例)】

## 沖縄国際大学

- 桜美林大学(東京都)をはじめとする国内(県外)の大学と単位互換協定を結んでおり、半期または1年間の交換留学をすることができる。
- 修得した科目は1年間で40単位を限度に、卒業単位として認定。
- それぞれの地域の自然や文化、歴史に触れ、沖縄とは異なる環境で見聞を広めることで、様々な視点で物事をとらえる視野を身につけ、その地域の人々との触れあいからも多くのことを学ぶことが期待されている。

(単位互換協定大学)

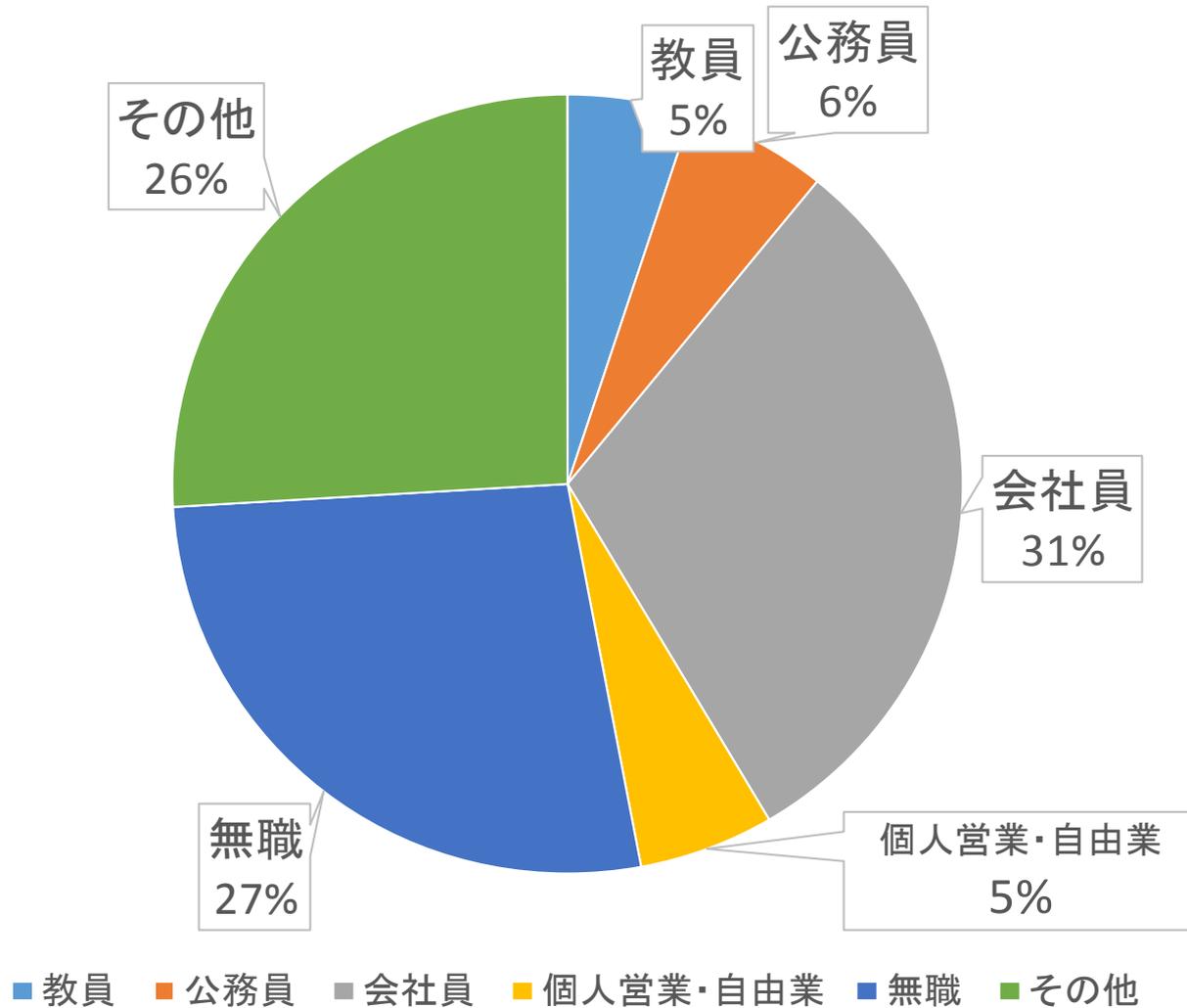
桜美林大学(東京都)、札幌学院大学(北海道)、名城大学(愛知県)、京都学園大学(京都府)、松山大学(愛媛県)、熊本学園大学(熊本県)



[東京都]桜美林大学

# 大学通信教育の入学者(職業別)

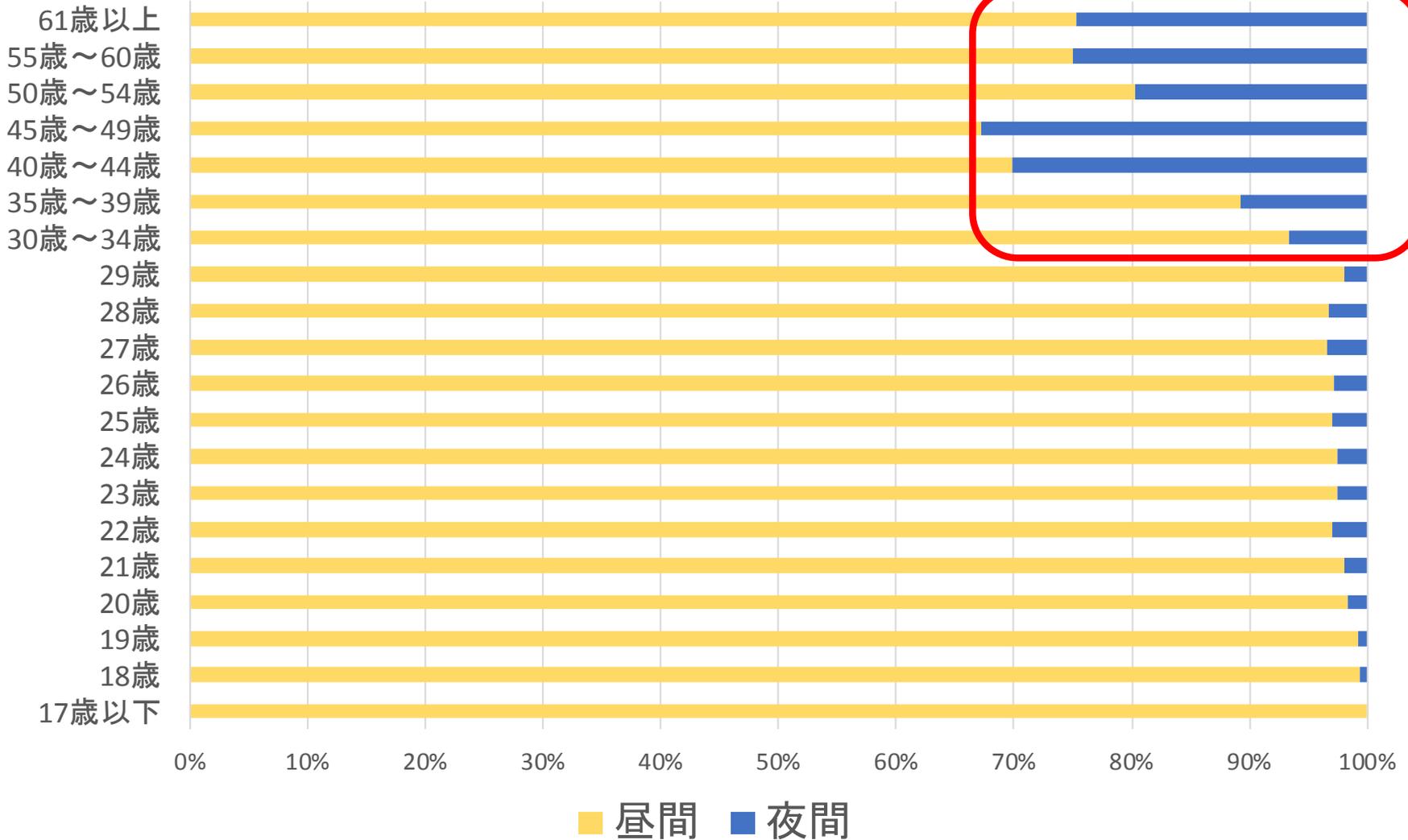
○ 大学の通信教育の入学者の約半数が社会人



# 大学の年齢別入学者(昼夜間別)

○ 30代以降、大学の入学者に占める夜間学部への入学者の割合が大きくなる。

※平成28年度学生数 昼間:2,546,570人 夜間:20,460人



# 夜間部(第二部及び夜間主コース)の設置大学

夜間部(第二部及び夜間主コース)を設置する大学のうち、東京都に本部の所在するものは以下のとおり。

## (国立大学)

電気通信大学

## (私立大学)

|        |      |      |        |
|--------|------|------|--------|
| 国学院大学  | 駒澤大学 | 専修大学 | 東京電機大学 |
| 東京理科大学 | 東洋大学 | 日本大学 |        |

## 4. 抑制の方法

# 地方創生に資する大学改革に向けた中間報告(平成29年5月22日) ＜抜粋＞

## 2. 基本的な問題認識

### (3) 東京一極集中の現状と課題

- ③依然として続く東京一極集中を本気で是正するためには、個々の地方公共団体の自主的な取組や交付金による誘導策だけでは限界がある。このため、国の責任において、地方大学振興施策のみならず、東京の大学の新增設の抑制施策をセットにして、法的な枠組みを含めて抜本的な対策を講じるべきである。加えて、官民を挙げて地方での魅力のある雇用創出や地方への人材還流に向けた対策を強化する必要がある。

# 大学の設置等の認可等について

## 現状

- 学校教育法等に基づき大学の設置等に関して認可事項等が定められている。
- 詳細な認可基準については「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）」に規定。
  - ※ 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置については、同基準に基づき制限。

## 工業（場）等制限法下

- 工業（場）等制限法下では、法律に基づき、大学等の制限施設の新増設が制限。
  - ※ 知事等が許可をした場合にはこの限りではない。
- 大学の設置及び収容定員に係る学則に関する審査については「大学設置に関する審査の取扱方針」（大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）に基づき審査。

# 公私立大学の新增設等に係る認可・届出の現状

| 事項   | 公立 | 私立 | 根拠規定   |
|--|----|----|--|
| 大学の設置  | 認可 | 認可 | 法第4条第1項第1号   |
| 大学の廃止  | 認可 | 認可 | 法第4条第1項第1号   |
| 学部 <small>の設置</small><br>(授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない) | 届出 | 届出 | 法第4条第2項第1号   |
| 学部 <small>の廃止</small>                            | 届出 | 届出 | 法第4条第2項第2号   |
| 学科 <small>の設置</small>                            | 届出 | 認可 | (公立)<br>法第4条第2項第2号<br>(私立)<br>法第4条第1項<br>令第23条第1項第6号                   |
| 収容定員に係る学則変更                                      | 届出 | 認可 | (公立)<br>令第26条第1項第3号<br>規則第5条第1項<br>(私立)<br>法第4条第1項<br>令第23条第1項第11号     |
| 学科 <small>の設置</small><br>(授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない) | —  | 届出 | 法第4条第2項第3号<br>令第23条の2第1項第1号  |
| 収容定員に係る学則変更<br>(収容定員の総数の増加を伴わない)                 | 届出 | 届出 | (公立)<br>令第26条第1項第3号<br>規則第5条第1項<br>(私立)<br>法第4条第2項第3号<br>令第23条の2第1項第4号 |

| 事項              | 公立 | 私立 | 根拠規定                                    |
|-----------------|----|----|---|
| 大学の目的の変更        | —  | 届出 | 規則第2条第1号                                |
| 名称の変更           | 届出 | 届出 | (公立)<br>令第26条第1項第1号<br>(私立)<br>規則第2条第1号 |
| 位置の変更           | 届出 | 届出 | (公立)<br>令第26条第1項第2号<br>(私立)<br>規則第2条第1号 |
| 学則の変更           | 届出 | 届出 | (公立)<br>令第26条第1項第3号<br>(私立)<br>規則第2条第1号 |
| 校地・校舎等の取得・処分・変更 | —  | 届出 | 規則第2条第6号                                |

法：学校教育法 令：学校教育法施行令 規則：学校教育法施行規則

## **(参考) 関連資料**

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する検討の経緯

## ○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策（平成28年11月28日 全国知事会）

### 1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

### 2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営費交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

### 3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

### 4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記1から3までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。



## ○まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

#### (1) 地方創生

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

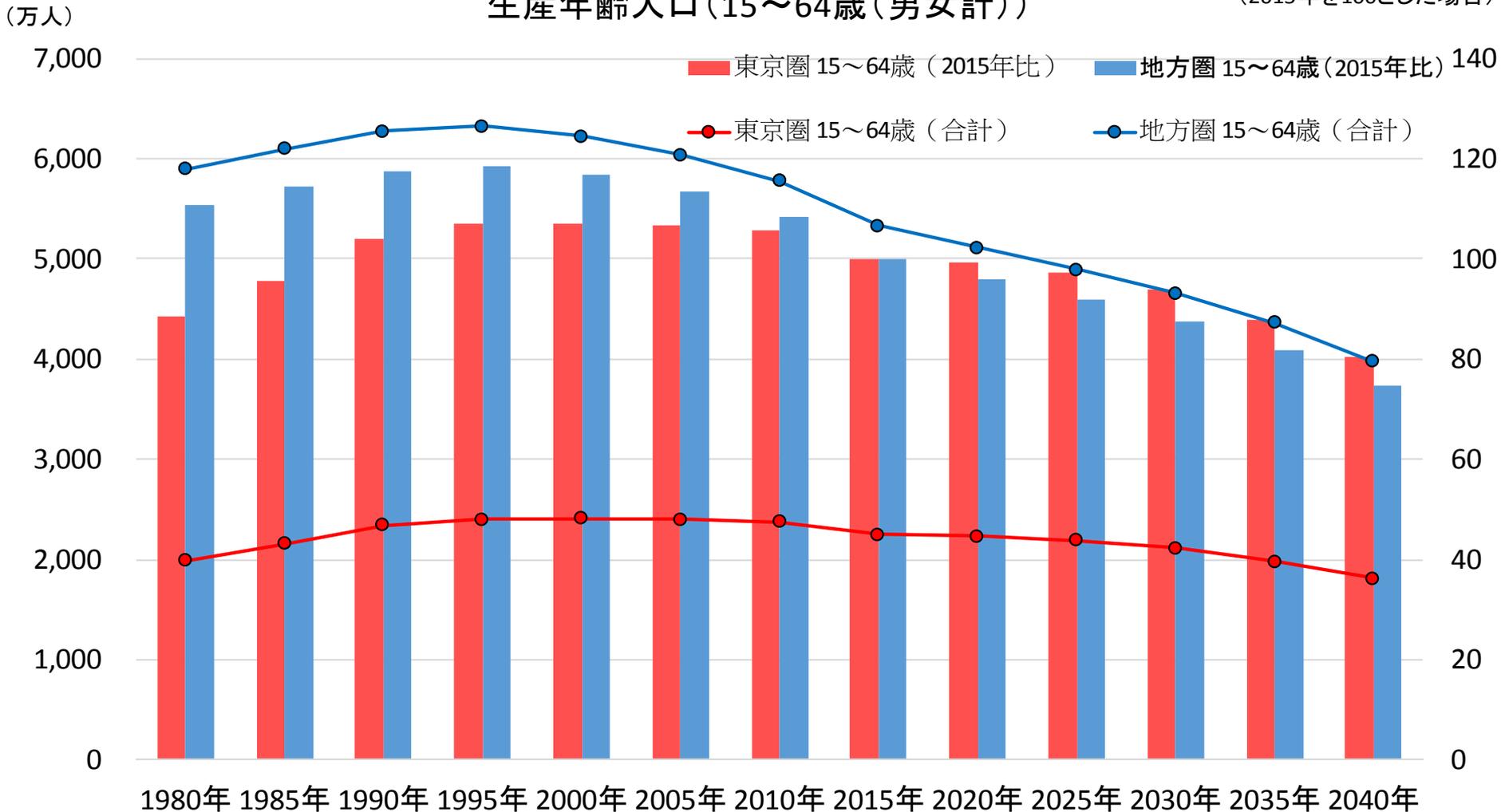
地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上及び東京一極集中の是正のため、地方大学において特色ある取組が推進されるよう、産官学連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等に向けた取組を支援し地方大学の活性化を図るとともに、大学生の集中が進む東京23区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。さらに、地方における若者雇用創出のため、地方創生インターンシップの推進や、奨学金返還支援制度の全国展開を進めるほか、企業の地方拠点強化策の加速化の検討、中央省庁のサテライトオフィスの実証、試行を行う。

# 東京圏及び地方圏の生産年齢人口の推移（推計含む）

○ 今後、東京圏及び地方圏ともに生産年齢人口は減少する見込みであるが、地方圏の方が減少の割合が大きい。

## 生産年齢人口（15～64歳（男女計））

（2015年を100とした場合）



出所

- 1980～2010年については総務省統計局「国勢調査」による。ただし、年齢不詳人口は年齢別人口の規模に応じて比例按分しているため、「国勢調査」の表象上の値とは異なる場合がある。
- 2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」による。

# 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和34年法律第17号)(平成14年7月12日廃止)

## (目的)

第1条 この法律は、工業等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律で「既成市街地」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する区域をいう。

2 (略)

3 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)若しくは高等専門学校又は同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条第1項に規定する各種学校(政令で定める専修学校及び各種学校を除くものとし、以下単に「専修学校及び各種学校」という。)の教室をいう。

4 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて500平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については1500平方メートル、専修学校及び各種学校の教室については800平方メートルをいう。

6 この法律で「学校」とは、大学、高等専門学校及びに専修学校及び各種学校をいう。

## (工業等制限区域)

第3条 既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。

## (新設及び増設の制限)

第4条 工業等制限区域内においては、制限施設を新設し、又は増設してはならない。ただし、都県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内においては、都県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。)の許可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

## (許可の基準等)

第8条 知事等は、第4条第1項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 当該制限施設の新設又は増設が工業等制限区域内にある作業場又は教室の移転に伴つて行なわれるものである場合で、その新設又は増設が工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められ、かつ、その移転が都市環境の整備及び改善に寄与すると認められるとき。

二・三 (略)

2 知事等は、第4条第1項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、国土交通大臣及び関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。ただし、新設又は増設後の床面積の合計が3000平方メートル未満の作業場については、この限りでない。

(大学並びに専修学校及び各種学校から除外される学校)

第二条 法第二条第三項の政令で定める大学は、大学院及び専ら夜間において授業を行う大学とする。

2 法第二条第三項の政令で定める専修学校及び各種学校は、専ら夜間において授業を行う専修学校及び各種学校とする。

(許可の基準)

第五条 法第八条第一項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することがその学校における教育及び研究の目的を達成するために特に必要であると認められる場合

七 当該申請があつた日前二年以内に、製品の需給、金融等の経済事情の著しい変化その他やむを得ない理由により作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は天災その他これに類する理由により滅失した作業場又は教室と同一の団地内において、それらの作業場又は教室の床面積の合計（作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は滅失した後にその団地内において新設され、又は増設された作業場又は教室があるときは、その床面積を控除するものとする。）を超えない範囲内で、制限施設を新設し、又は増設する場合

**下記の場合で知事等の許可を受けたものは規制の対象外（国土庁大都市圏整備局長通知）**

- 収容定員の増加を伴わない場合であつて、カリキュラムの改善や学部・学科の改組転換等に伴う授業科目数の増加、各科目ごとの受講者数の少人数化、教室使用率の適正化、新たな教育機器の導入、学生・生徒の体位の向上等に対応する場合
- 社会人、留学生又は帰国生徒の受入れに係る収容定員の増加に対応する場合
- 夜間教育（専ら夜間において授業を行う大学を除く）又は通信教育に係る収容定員の増加に対応する場合
- 上記及びに該当する場合のほか、収容定員が増加する場合については、当該学校における教育及び研究のために密接不可分な既存の関連施設と近接して必要な教室の新設又は増設を行う場合（例：病院等における実習が義務づけられており、実習を行う既存の病院等に近接して教室を設置する必要がある場合）

平成十二年度以降の大学、短期大学、大学の学部、学部の学科、短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置及び収容定員増に係る学則変更に関する審査に当たっては、当面、次の方針により取り扱うものとする。

## 二 具体的な取扱い

### 2 工業（場）等制限区域の取扱い

別表に掲げる工業（場）等制限区域における大学等の設置及び収容定員増については、次のいずれかに該当するものを除き、原則として抑制することとする。

- ア 収容定員の増を伴わない改組転換又は同一設置者の大学及び短期大学の範囲内の収容定員の増加を伴わない入学定員の振替
- イ 計画的な人材養成に係るもので、制限区域内に立地することが特に必要なもの
- ウ 夜間教育又は通信教育を行うもの
- エ 社会人、留学生、帰国生徒の受け入れに積極的に対応するもの
- オ 小規模な収容定員増を伴う改組転換で、独創的・先端的な学術研究の推進等の観点から極めて重要性が高いもの
- カ 編入学定員の設定で、入学定員に対して一定規模のもの